

令和7年度版

八代市男女共同参画年次報告書



YATSUSHIRO

熊本県 八代市

目次

I 第3次八代市男女共同参画計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間.....	4
4 計画とSDGsの関わり	4
5 計画策定の背景.....	4
6 第3次八代市男女共同参画計画の施策の体系	6
II 第3次八代市男女共同参画計画の成果指標進捗状況及び取組状況	
「第3次八代市男女共同参画計画」令和6年度成果指標進捗状況及び取組状況.....	9
III 令和6年度男女共同参画推進室の事業実績	
男女共同参画に関する推進事業	43
男女共同参画に関する啓発事業	45
IV データでみる八代市の男女共同参画の状況	
八代市における審議会等委員への女性の登用状況調査.....	51
V 資料	
八代市男女共同参画推進条例	57
八代市男女共同参画推進条例施行規則	61
八代市男女共同参画審議会委員名簿	64
男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧	65
八代市男女共同参画社会づくりネットワーク(八代みらいネット)	71

I

第3次八代市男女共同参画計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法(以下「基本法」という。)に男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されており、男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

近年では「持続的な開発目標“SDGs(Sustainable Development Goals)“」(以下「SDGs」という。)の17の基本目標において「5 ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられ、世界的に男女共同参画社会の実現が重要視されています。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)が成立し、令和6年4月1日から施行されるなど、環境が整備されています。少子高齢化の進展による人口減少、経済活動のグローバル化など急速に社会状況が変化する中、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる社会の形成はさらに重要となっています。

本市は、基本法に基づき、平成21年3月に「八代市男女共同参画計画(計画期間:平成21年度～平成30年度)」を策定し、平成26年3月に計画の一部見直し等を経て、平成31年3月に「第2次八代市男女共同参画計画(計画期間:平成31年度～令和5年度)(以下「第2次計画」という。)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を展開してきました。

このたび、令和5年度をもって第2次計画の期間が終了することに伴い、これまでの成果や課題、国・県の動向、社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するための「第3次八代市男女共同参画計画」(以下「第3次計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1)本計画は「基本法」第14条に基づく「市町村男女共同参画計画」と位置づけます。
- (2)本計画は「八代市男女共同参画推進条例」第10条に基づく男女共同参画の推進に関する行動計画であって、八代市総合計画の部門計画と位置づけます。
- (3)本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」第6条に基づく「市町村推進計画」と位置づけます。
- (4)本計画は「DV防止法」第2条の3に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。
- (5)本計画は全市的に男女共同参画社会づくりを推進するため、市民、地域、事業所、行政が一体となって、協働するための指針と位置づけます。

3 計画の期間

令和6年度から令和13年度までの8年間とします。

4 計画とSDGsの関わり

「SDGs」は、2015(平成27)年9月に国際社会全体の普遍的な目標として国連サミットにおいて採択され、2030(令和12)年を期限とする包括的な17の目標(ゴール)が設定されました。

SDGsは、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な社会を実現するため「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。

本計画の推進により男女共同参画社会の実現を目指すことで、SDGsに揚げられた「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとする関連するゴールの達成に寄与していきます。

5 計画策定の背景

国においては、「日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)」の中核に「女性の活躍」を位置づけ、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉えた取組を推進するとともに、平成27年9月に「女性活躍推進法」を施行しました。

平成30年5月に国会や地方議会の選挙での男女の候補者の数ができる限り「均等」になることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、平成31年4月にワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を図る「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行されるなど、あらゆる分野において女性の活躍に向けた施策が推進されています。

令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～(以下「第5次基本計画」という。)」が策定され、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、新型コロナウイルス感染拡大による女性への影響に対する支援、女性に対するあらゆる暴力の根絶、貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重、生涯を通じた健康支援などが盛り込まれています。

近年では、令和5年5月に「DV防止法」の一部改正が行われ、加害者に対する厳罰化や被害者への自立支援の施策、関連団体の連携などについて改正されています。また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023(女性版骨太の方針2023)」が令和5年6月に決定され、企業における女性の活躍や所得向上・経済的自立、男性の育児休業の取得制度の強化などが推進されています。

(1)熊本県の動き

熊本県では、平成26年8月に県内の経済界をはじめとする関係機関・団体などの多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、平成27年2月には『企業、女性・男性、社会が“変わる“』という視点で、各参加団体が連携して取り組む施策・事業所などを取りまとめた「熊本県 女性の社会参画加速化戦略」が策定されました。

平成28年4月の熊本地震、令和2年7月の豪雨災害の発生時には、防災・復興分野における男女共同参画の一環として、性被害防止ポスターの制作・配布を通じて啓発活動および避難所運営状況の把握が行われています。

また、平成31年3月には「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)」が策定され、令和2年1月に「女性活躍サミット2020」の開催など、様々な取組が行われています。

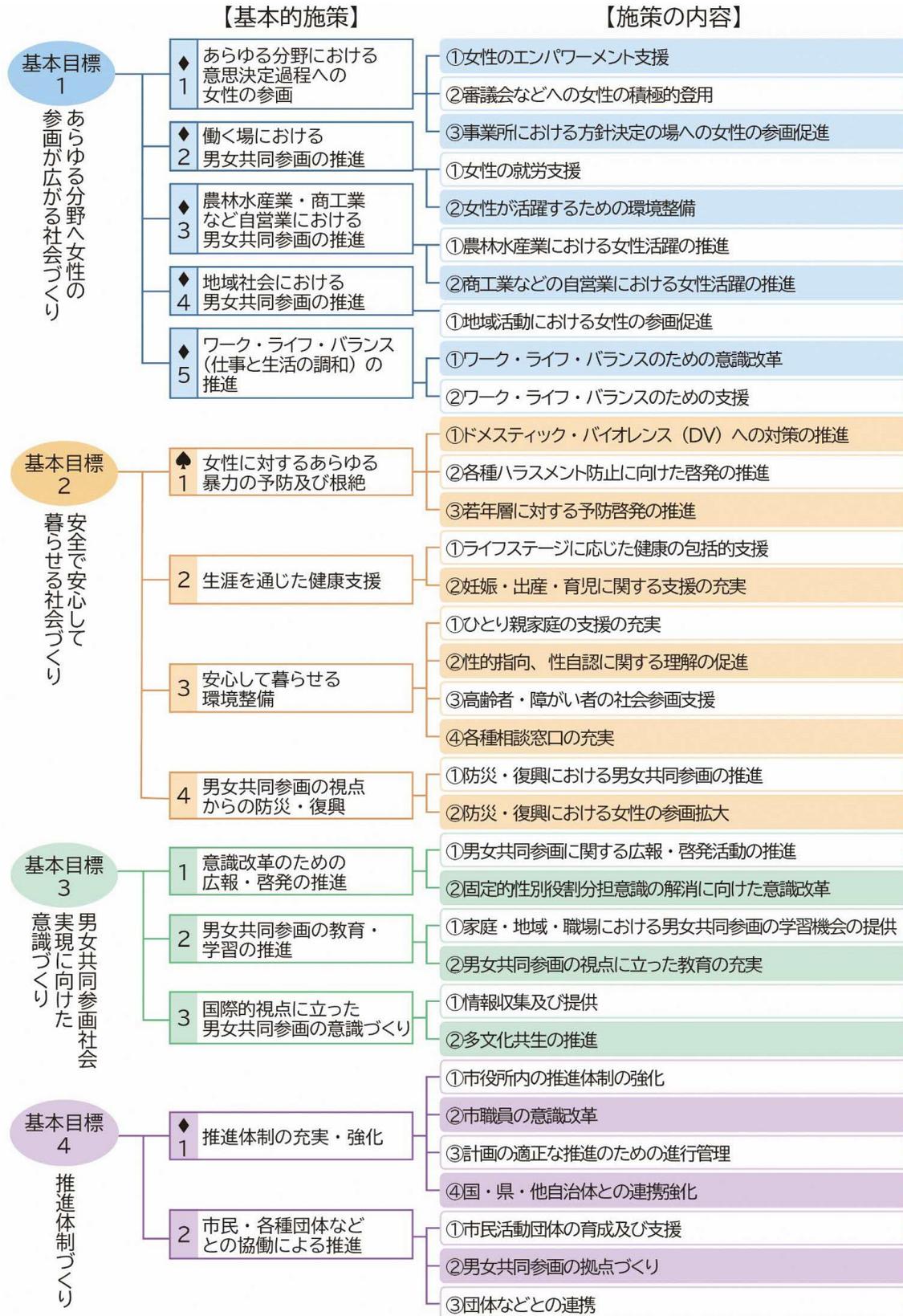
国の第5次基本計画とこれまでの成果と課題、社会経済情勢の変化等を踏まえ、令和3年3月に男女共同参画社会の実現に向けて「第5次熊本県男女共同参画計画」が策定されました。

(2)八代市の取組

本市では、平成21年から「^{ひと}男女がともに認め合い、支え合う元気都市“やつしろ”の実現」をめざして、男女共同参画の視点に立ったまちづくり、地域づくりを行うために、「八代市男女共同参画計画」をスタートさせました。また、同年度には市を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組むために、「男女共同 参画都市」を宣言しました。

国・県の動向をはじめ社会情勢の変化や計画の進捗状況と、市民意識調査等の結果を踏まえ、平成 26年3月に計画を一部見直し、平成31年3月には「^{ひと}男女がともに認め合い、支え合い、個性と能力を 発揮できるしあわせあふれるまち“やつしろ”」を基本理念とした第2次八代市男女共同参画計画を策定し、総合的かつ計画的に様々な施策を展開してきました。

6 第3次八代市男女共同参画計画の施策の体系



◆ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に基づく「市町村推進計画」

♠ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づく「市町村基本計画」

II

第3次八代市男女共同参画計画の
成果指標進捗状況及び取組状況

「第3次八代市男女共同参画計画」令和6年度成果指標進捗状況

施策の方向	項目	計画策定時 実績(R4)	目標 (R13)	実績 (R6)
基本目標1 あらゆる分野へ女性の参画が広がる社会づくり				
(1)あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画	市の審議会・委員会への女性登用率	29.4% (R4)	40.0%	36.4%
	女性の人権擁護委員の数	47.6% (R5.4.1)	50.0%	42.9%
	【参考】 市議会における女性議員の割合(人数)	0.0% (0/27人)		0.0%
(2)働く場における男女共同参画の推進	熊本県男女共同参画推進事業所表彰を受けた事業所数(累計数)	7事業所 (R5.4.1)	10事業所	8事業所
	市内事業所における正社員の女性管理職の割合	21.7% (R4)	30.0%	
	10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合	0.32% (R5.5.1)	0.3%	1.36%
(3)農林水産業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進	家族経営協定を締結している農家数	495戸 (R5.3.31)	500戸	505戸
	女性認定農業者数 (女性の単独申請及び夫婦共同申請者の計)	173人 (R5.3.31)	180人	168人
	農業委員に占める女性の割合	15.8% (R5.3.31)	25.0%	15.8%
	【参考】 女性のJA理事の割合(人数)	10.7% (3人/28人) (R5.3.31)		10.7%
(4)地域社会における男女共同参画の推進	女性市政協力員の割合(人数)	2.1% (7人/330人) (R5.3.31)	4.0%	2.1%
	スポーツ推進委員の女性の割合(人数)	30% (18人/61人) (R5.3.31)	32.0%	30.4%
(5)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度(内容まで知っている人の割合)	31.8% (R4)	50.0%	
	市内事業所における男性の育児休業取得割合	25.5% (R4)	30.0%	
	【参考】 勤務時間外在校時間数が80時間以上の教職員の割合(4～6月の月平均)	3.5% (R4.4～6)		3.0%

施策の方向	項目	計画策定時 実績(R4)	目標 (R13)	実績 (R6)
基本目標2 安全で安心して暮らせる社会づくり				
(1)女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶	デートDVの言葉の認知度 (内容まで知っている人の割合)	41.7% (R4調査)	45.0%	/
	【参考】 市の相談窓口におけるDV相談実人数	14人 (R5.4.1)		
(2)生涯を通じた健康支援	子宮頸がん検診受診率	10.0% (R4)	14.5%	10.2%
	乳がん検診受診率	14.9% (R4)	17.0%	14.7%
	自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数)	12.3 (R3)	12.0%	15.9%
(3)男女共同参画の視点からの防災・復興	女性消防団員数	35人 (R5.3.31)	50人	31人
	【参考】 自主防災組織の会長に占める女性の割合	2.7% (6人/221人) (R5.3.31)	/	1.8%
基本目標3 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり				
(1)意識改革のための広報・啓発の推進	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた人の割合	13.8% (R4)	33.0%	/
	「男は仕事、女は家庭」など性別で役割を固定する考え方に賛成しない人の割合	79.5% (R4)	85.0%	
基本目標4 推進体制づくり				
(1)推進体制の充実・強化	市の役付職員(課長級以上)に占める女性職員の割合	12.5% (R5.4.1)	20.0%	11.6%
	市の役付職員(係長級以上)に占める女性職員の割合	25.8% (R5.4.1)	35.0%	25.6%
	市の男性職員の育児休業取得率 (2週間以上)	14.3% (R5.4.1)	85.0%	66.7%
	時間外勤務の縮減(職員1人あたりの年間平均超過勤務時間)	138.7時間 (R4)	103.0時間	128.7時間
	年次有給休暇取得率	54.5% (10.9日) (R4)	75.0% (15日)	65.0% (13日)
(2)市民・各種団体などとの協働による推進	八代みらいネットの加入団体数	29団体 (R5.4.1)	36団体	26団体

3. 令和6年度点検結果 (1) 取組状況

基本目標1 あらゆる分野へ女性の参画が広がる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度取組	今後の方向性や課題	チェック
(1)あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画	①女性のエンパワメント支援	【1】女性のエンパワメント支援	意思決定過程への女性の参画を推進するため、固定的性別役割分担意識の解消、意識改革及び能力向上のための講座を開催する。	人権政策課	女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスをテーマにセミナーを開催した。 ・男女共同参画推進セミナー(3回) (R6.9.24、R6.10.25、R6.11.5) 参加者数:158人	引き続き、女性の活躍推進や能力向上、男性の意識改革や行動変容につながるよう、男女共同参画の推進に寄与するセミナーを実施する。	1,2,6,7,8
	②審議会などへの女性の積極的登用	【2】審議会、政治分野などへの女性の積極的登用の促進	「八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針」に規定している女性委員の積極的登用を促進するために、審議会等の所管課に対して登用率の調査の実施とともに、「基本指針」の認識や理解を深めるための啓発を行う。	デジタル推進課	「八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針」の周知、及び人権政策課と連携して審議会等における女性委員の登用率の調査を行った。	審議会等への女性登用率調査の結果、登用率が令和5年度の32.0%に対し令和6年度が36.4%と上昇している。しかし、目標である40.0%には到達していなかったため、周知・啓発活動を行っていく。 また、所管課の未達成理由や問題点を把握し、達成に向けて共に登用の推進活動を行う必要がある。	10
			「八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針」に基づき、審議会等委員へ女性の積極的な登用を促進すると同時に、審議会委員候補の女性人材情報の拡充と提供を行う。 また、政治分野における男女共同参画の推進に必要な啓発活動を行う。	人権政策課(全部署)	「審議会等への登用状況調査」により女性の登用率を把握するとともに、「八代市審議会等委員等への女性の登用促進要領」に基づき、審議会等への女性の積極的な登用促進に関する周知・啓発を実施した。 「女性人材リスト」登録者の拡充を行うとともに、その積極的な活用について周知。 「女性人材リスト」登録者数:41人(R7.4.1現在) 政治分野における男女共同参画推進について、議会事務局と情報共有を行った。	「八代市審議会等委員等への女性の登用促進要領」に基づき、女性の積極的な登用に繋がるよう全庁的に働きかけるとともに、必要に応じて関係課かいとの協議を行う。 審議会等への女性の登用を促進するために、「女性人材リスト」の内容の充実を図る。 政治分野における男女共同参画の推進については、議会事務局と情報共有を行いながら必要な施策の実施に努める。	1,2,7

基本目標1 あらゆる分野へ女性の参画が広がる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(1)あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画	③事業所における方針決定の場への女性の参画促進	【3】事業所のポジティブ・アクション(男女格差の積極的是正措置)の推進	男女格差の是正のため、事業所に対し、各種講座の案内や講師の派遣等を行う。	人権政策課	・男女共同参画アドバイザー派遣事業 派遣実績：事業所1者 受講者数：10人	事業所に対し、情報提供やアドバイザー派遣事業を行っていく。	1,2,7,8
			事業所に対し、積極的な取組を促すため、国・県などの情報を含めセミナーの開催や学習会、専門家の派遣等について情報提供を行う。	商工政策課	厚生労働省や熊本労働局などが発表する雇用環境・均等関係等の情報を、市ホームページへの掲載や、八代圏域産業振興協議会会員向けのメールで提供を行った。	引き続き、国や県の動向を注視し、情報提供を行っていく。	1,3,8
(2)働く場における男女共同参画の推進	①女性の就労支援	【4】女性の能力開発と就労・キャリアアップ支援	女性の就労・キャリアアップ支援のため、「リモートワーク」や「プログラミング」に関するセミナーなどを開催する。 また、「ハローワーク」や「ジョブカフェ」などの関係機関と連携を強化し女性のリスクリングについてなどの情報提供を行う。	商工政策課	在宅ワーカー養成講座を開講し、修了した10名のうち、7名が実際に在宅ワーク就労を開始されており、柔軟な働き方につながった。	テレワークや在宅ワーク等による働き方は、若者を含め誰もが働きやすい労働環境として求められるが、企業への導入が少ない。	1,3,4,8,10
			「熊本県しごと相談・支援センター」や「ハローワーク八代マザーズコーナー」などの他機関の就労相談窓口について、市民へ情報提供を行う。 また、ひとり親家庭に対して、資格取得に向けた講座受講費用の一部助成、自立支援員による求職活動等の支援、毎年8月の児童扶養手当現況提出期間中にハローワークと連携し「就労自立促進事業・出張ハローワーク」を実施する。	こども家庭支援課	・「ハローワーク八代マザーズコーナー」など他機関の就労相談窓口の情報を子育て家庭に対し提供した。また、ハローワークでの窓口においても子育て支援サービスのリーフレット等を設置し、情報提供を行った。 ・ひとり親家庭に対して、就職に有利となる資格取得に向けた講座受講費用の一部の助成や母子・父子自立支援員による求職活動等の支援、ハローワークと連携した「就労自立促進事業」を実施した。 ・児童扶養手当の現況届の提出期間中(8月)にあわせ、市役所にハローワーク特設会場を設けた。	女性の就労に関する広報を積極的に行い、特にひとり親家庭への支援に関しては、市民相談室の母子・父子自立支援員及びハローワークと情報を共有し、就労へ結びつけることができた。 今後も関係機関と連携した継続的な就労支援が必要である。	1,8

基本目標1 あらゆる分野へ女性の参画が広がる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(2)働く場における男女共同参画の推進	①女性の就労支援	【4】女性の能力開発と就労・キャリアアップ支援	キャリア教育をとおして、女性の就労について知り、望ましい勤労観、職業観の育成を図る。	学校教育課	各学校へ関連教材や教職員向けイベントなどの情報提供等を行うとともに、基本的人権の尊重や人権同和学習、キャリア教育等の学習に計画的に取り組むよう通知した。 各学校においては、年間指導計画に基づき、社会科や家庭科、学級活動、総合的な学習の時間を中心に取り組んだ。	各学校における人権同和学習、各教科の学習を通して、男女行動参画社会の実現に向けた意識の向上を図ることができているが、進路指導を含め、引き続き全学校での意識向上のために、研修の機会の充実を図る必要がある。	3,4,8
			女性の就労・キャリアアップのため、講座の実施や国・県の施策等の情報提供を行う。	人権政策課	企業等の女性社員がキャリアを意識し、上位の職への挑戦意欲を高めるため、県が実施している「女性リーダー養成講座」についてホームページに掲載するとともに、団体や商工政策課へ情報提供を実施した。	女性の就労・キャリアアップ支援のため、商工政策課と連携・協力しながら取組を推進していく。	1,2,7,8
		【5】離職した者に対する再就職支援	育児や介護だけでなく、様々な理由により離職した者に対して、就職活動を有利に進めるための取組として、「八代市就業資格取得支援助成金」の周知を図るとともに、ジョブカフェやハローワーク、若者サポートステーションと連携し、就労支援を積極的に行う。	商工政策課	介護初任者研修や大型一種免許取得など、6名の求職者へ「八代市就業資格取得支援助成金」を助成した。	福祉介護分野や運送業界など、専門資格が必要な企業ほど、人手不足に悩んでいるが、本事業の申請件数は減少しており、求職者ニーズが変化してきている。	1,8
		【6】若者を中心とした魅力的な雇用機会の創出	女性が多様で柔軟な働き方が選択できるように、市内企業等に対し働き方の意識変革等のための啓発活動をハローワークやジョブカフェ等の各関係機関と連携を図りながら取組を進める。	商工政策課	在宅ワーカー養成講座を開講し、修了した10名のうち、7名が実際に在宅ワーク就労を開始されており、柔軟な働き方につながった。	テレワークや在宅ワーク等による働き方は、若者を含め誰もが働きやすい労働環境として求められるが、企業への導入が少ない。	1,3,4,8,10
		新しい働き方や生活スタイルの普及に伴う地方への移住を促進し、女性の多様で柔軟な働き方を支えるため、子育て、しごと、住まい等に関する支援メニューの情報提供を行う。	地域政策課	子育て・しごと・住まい等、市内各課で所管する39の支援メニューについて「やつしろ移住ガイド」としてまとめ、熊本県移住相談窓口「くまモンふるさとセンター」(東京・大阪・福岡・熊本)や、ふるさと回帰支援センター等の窓口を設置し、周知・情報提供を実施。	今後も、関係各所の協力のもと情報提供を行う体制を維持しながら、都市圏で開催される「移住相談会」にも積極的に出席し、移住・定住促進に繋がる取組を継続する。	8	

基本目標1 あらゆる分野へ女性の参画が広がる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(2)働く場における男女共同参画の推進	②女性が活躍するための環境整備	【7】働きやすい労働環境改善に取り組む事業所の認定・表彰の推奨	働く人がいきいきと安心して働き続けることができる労働環境の整備の情報や取り組む企業などに対する、認定・表彰などの情報提供を行う。	商工政策課	国や県が取組む働き方改革等に関する支援制度等の情報を、市ホームページへの掲載や、八代圏域産業振興協議会会員向けのメールで提供を行った。	引き続き、国や県の動向を注視し、情報提供を行っていく。	1,8
			男女共同参画の推進に取り組む事業所の表彰(熊本県が取り組む「男女共同参画推進事業者表彰」)について周知を行うとともに、該当する事業者へ応募を働きかける。	人権政策課	県が実施している「男女共同参画推進事業者表彰」についてホームページで周知を行うとともに、事業者に対し個別に打診したが、応募には至らなかった。	県の事業についてホームページなどで周知するとともに、事業者に対し積極的な応募を勧奨するとともに必要なサポートを実施していく。	1,2,7,8
		【8】公共調達における「男女共同参画・女性活躍」加点制度の推進	男女共同参画・女性活躍に積極的に取り組んでいる企業に対して八代市工事入札参加者資格審査格付基準において、育児休業制度・介護休暇制度を設けている企業に対して加点し、継続して評価の対象とする。	契約検査課	令和6年度においても、総合評価落札方式は休止中のため実施していない。令和7・8年度の入札参加資格審査格付基準では、育児休業制度に加えて介護休暇制度を設けている企業に対し継続して加点を行った。	令和7年度も、総合評価落札方式は休止中のため行う予定はない。令和7・8年度の入札参加資格審査格付基準では、育児休業制度に加えて介護休暇制度を設けている企業に対して継続して評価の対象としていく。	2,6
			八代市工事入札参加者資格審査格付基準の検討を行うなど、公共調達における「男女共同参画・女性活躍」加点制度を推進する。	人権政策課	「八代市男女共同参画計画」の取組状況調査を通じて、公共調達における「男女共同参画・女性活躍」加点制度の導入に関して契約検査課と情報共有を図った。	公共調達における「男女共同参画・女性活躍」加点制度の導入に関して、引き続き、契約検査課と情報共有を図っていく。	1,2,7
		【9】育児・介護休業法などの周知・啓発	育児・介護休業法や男女雇用機会均等法に基づき、育児休業・介護休業を取得できる制度が事業主へ義務付けられることや、育児・介護休業に関する支援制度等の情報を提供する。	商工政策課	厚生労働省や熊本労働局などが発表する雇用環境・均等関係等の情報を、市ホームページへの掲載や、八代圏域産業振興協議会会員向けのメールで提供を行った。	引き続き、国や県の動向を注視し、情報提供を行っていく。	1,4,8
			育児・介護休業法や男性の育児休業取得などについての周知・啓発を行う。	人権政策課	「情報誌Mi☆Rai」第21号において、八代市の事業所における男性の育児休業の取得の現状等について周知を行った。	育児・介護休業法が改正され、R7年度から段階的に施行されることに伴い、男女とも仕事と育児・介護を両立できるよう、特に男性の育児休業の取得促進に関し、周知・啓発を行っていく。	1,2,6,7,8

基本目標1 あらゆる分野へ女性の参画が広がる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度取組	今後の方向性や課題	チェック
(2)働く場における男女共同参画の推進	②女性が活躍するための環境整備	【10】非正規労働者の処遇改善のための情報提供	熊本労働局など関係機関と連携し、パートタイム労働者、派遣労働者の就労環境改善のための情報を事業所に提供し、周知・啓発を行う。	商工政策課	厚生労働省や熊本労働局などが発表する雇用環境・均等関係等の情報を、市ホームページへの掲載や、八代圏域産業振興協議会会員向けのメールで提供を行った。	引き続き、国や県の動向を注視し、情報提供を行っていく。	1,8
(3)農林水産業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進	①農林水産業における女性活躍の推進	【11】農業委員への女性の登用促進	政策・方針決定の場に女性の視点を反映させるため、農業委員の公募過程において、積極的な女性の推薦や応募などを農業委員会と連携して関係団体へ働きかける。	農林水産政策課	令和6年8月の改選に向け、令和6年2月～3月初旬にかけて、JA等の農業関係団体、商工会議所などへ女性の推薦や応募を働きかけた。 ・R3.8～R6.7の女性登用数:3人 ・R6.8～R9.7の女性登用数:3人 (参考)農業委員数:19人	改選時期にかかわらず、若手や女性の登用促進に向け、引き続き積極的働きかけを行っていく。	
			農業委員会の活動において女性の活躍の場を広げるため、農業委員への研修等を実施し、知識や経験を身につける機会を作る。 また、女性のリーダーを育成することで、女性の意見や視点が農業の方向性を決定する上で重要な役割を果たすよう環境づくりを行う。	農業委員会	熊本県農業委員会女性委員研修会や九州・沖縄ブロック研修会に女性農業委員及び農地利用最適化推進委員を派遣し、先進事例等の事例から学び女性委員ならではの視点を活かして農地利用の最適化等農業委員会業務の推進を図る体制づくりを行った。	女性農業委員の資質向上に向けた研修メニューが少なく限定的であるため、熊本県農業会議に研修メニューの充実等を働きかける。	7

基本目標1 あらゆる分野へ女性の参画が広がる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(3)農林水産業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進	①農林水産業における女性活躍の推進	【12】女性の経営参画の促進	女性の生産技術、経営管理能力の向上のため、関係機関・団体と連携して、農業技術者養成講座や担い手育成総合支援事業で講座を開催する。 また、女性の経営参画を促進し共同経営者としての位置付けを明確にするため、女性認定農業者の認定や、認定農業者の更新時における夫婦共同申請及び家族経営協定締結の啓発活動を行う。	農林水産政策課	○担い手育成総合支援事業 令和7年3月5日、認定農業者向けに担い手のための視察研修会をするにあたり、女性農業者にも周知した結果、参加者24名(事務局除く)中2名の参加があった。 また、経営改善・経営継承等の相談があり、くまもと農業経営相談所の活用状況として、参加者延べ14名中女性参加者は2名であった。 ○女性認定農業者の認定 認定農業者の更新時に、夫婦共同申請等を推奨した。 女性認定農業者数:168人 ○家族経営協定 認定農業者の更新の際などに家族経営協定の推進の啓発活動を行った。 家族経営協定締結農家数:505戸 ○農業技術者養成講座 令和6年12月12日、令和7年1月17日、2月7日に開催した講座における女性参加者の割合は約14%であった。	○農業技術者養成講座等 女性農業者の参加割合が低いため、引き続き、講座への女性農業者の参加を促す。 ○女性認定農業者、家族経営協定 微増ではあるが経営参画への手ごたえを感じているところである。講座・研修の参加者割合については、まだまだ高いとは言えず、継続した働きかけが必要と考えている。	
		【13】女性のチャレンジ活動への支援	県や農業協同組合、漁業協同組合、商工関連団体などと連携して、地産地消等の推進に関する活動を通して、女性の視点やアイデアを活かした、女性のチャレンジ活動(加工、生産活動など)や起業活動を支援する。	農林水産政策課	○R6農事研修センター自主事業(生活研究グループ自主活動補助金) 農業の維持・発展、女性農業者の活動に対する支援を行った。 旧八代、鏡、坂本に3つのグループがあるが、2グループが解散し、旧八代が行った地産地消の推進に関する活動に支援を行った。	今後も活動に対する支援を継続するが、会員の高齢化が進展する中で、常に新規会員の勧誘が課題となっており、協議を継続しているが、思うような成果が得られていない。	
			水産物の新商品開発や6次産業化等、地域水産業の活性化に寄与する女性漁業従事者の活動に対する支援や情報提供を行う。	水産林務課	水産物の新商品開発や6次産業化等、地域水産業の活性化を支援する八代市地域水産業活性化支援事業補助金について、漁協及び漁業者に通知や市HP掲載による情報提供を行い、活用を促した。	現在、管内漁協に女性部の組織が存在しないが、女性漁業者が水産物の新商品開発や6次産業化等の取組みを行う際には引き続き補助等による支援を行う。	

基本目標1 あらゆる分野へ女性の参画が広がる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(3)農林水産業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進	②商工業など自営業における女性の活躍の推進	【14】創業支援	商工会・商工会議所などと連携して創業支援を行う。	商工政策課	経済団体と連携しながら、創業支援補助金や創業支援融資等の制度により創業者の支援を行った。	引き続き、経済団体と連携しながら、創業者の支援を行っていく。	
(4)地域社会における男女共同参画の推進	①地域活動における女性の参画促進	【15】地域活動における方針決定の場への女性の参画促進	熊本県男女共同参画地域リーダー育成事業への派遣など、地域活動における方針決定の場への女性の参画促進を行う。	人権政策課	県が実施している「男女共同参画地域リーダー育成事業」に研修生を派遣した。 ・男女共同参画地域リーダー研修派遣(1名)	研修生を派遣するとともに、その後も男女共同参画の推進のための地域リーダーとして活躍できるよう、情報提供や必要なサポートを行っていく。	1,2,7
			地域協議会連絡会議等において女性の参画促進を図るための働きかけを行う。	市民活動政策課	地域協議会の会長で構成する地域協議会連絡会議及び事務局長で構成する事務局長部会等において行った「八代市協働のまちづくり推進計画」の説明において、多様な人材の発掘・育成を推進項目としていること等の説明を行った。	地域協議会の会長で構成する地域協議会連絡会議及び事務局長で構成する事務局長部会等において情報提供を行う。	2
			社会教育団体(PTA連絡協議会等)に対し、様々な機会を通じて女性の参画促進に関する意識啓発を行う。	生涯学習課	八代市の社会教育団体(PTA連絡協議会)に対し、女性の参画促進に関する意識啓発を行った。 また、各事業を開催するにあたり、女性の積極的な参加を促した。	目立った課題はないが、方針決定の場に男女の偏りが発生しないよう、事務局を通じて啓発を行っていく。 (役員・委員) 全体42名中、女性15名(36%)	2
			スポーツ推進委員への女性の積極的任用について関係団体などへ働きかけ、女性の参画促進に関する意識啓発を行う。	スポーツ振興課	スポーツ推進委員の全体数が定数に満たなかったため、補充者選任を推進委員及び関係団体に働きかけた。その際、可能であれば女性を選出いただくよう依頼した。 【依頼先】 ○校区体育協会長会(7/5 21名) ○スポーツ推進委員へ依頼(1/22 46名) ○地域協議会定例会(3/7 42名)	女性の割合が増加するよう積極的に関係団体へ働きかける。	1,2,7

基本目標1 あらゆる分野へ女性の参画が広がる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(4)地域社会における男女共同参画の推進	①地域活動における女性の参画促進	【16】男女がともに担う地域活動の促進	地域における女性の活動促進や男女がともに担う地域活動の重要性など男女双方の意識改革のための啓発や情報提供を行う。	人権政策課	女性の視点を取り入れた地域活動の促進や地域活動を男女がともに担うことの重要性について啓発を行った。 ・男女共同参画推進セミナー(3回)	引き続き、セミナーや情報誌、ホームページ等により啓発や情報提供を行っていく。	1,2,7
			広報媒体等を通じて、男女がともに担う地域活動の重要性を啓発するとともに、女性の活動促進に関する情報提供を行う。	市民活動政策課	広報媒体を通じて、地域において女性の活動促進に関する情報提供を行った。	広報媒体を通じて、地域において女性の活動促進に関する情報提供を行う。	2
(5)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	①ワーク・ライフ・バランスのための意識改革	【17】市民・事業所への広報啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスの普及に向けて、市民に対する学習機会や情報の提供を行い周知・啓発を行う。	人権政策課	ワーク・ライフ・バランスの普及に向けて、ホームページや市報への記事掲載、情報誌Mi☆Raiの発行、男女共同参画セミナーやいっそDEフェスタの開催などにより周知・啓発を行った。	引き続き、セミナーや情報誌、ホームページ等により周知・啓発を行っていく。	1,2,6,7,8
			事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスの改善につながる支援制度等の情報提供を行う。	商工政策課	国や県が取組む働き方改革等に関する支援制度等の情報を、市ホームページへの掲載や、八代圏域産業振興協議会会員向けのメールで提供を行った。	引き続き、国や県の動向を注視し、情報提供を行っていく。	1,8
		【18】男性の家事・育児・介護への参画促進	固定的性別役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画を促進するため、啓発を行う。	人権政策課	固定的役割分担意識の解消を図るため、ホームページや市報への記事掲載、情報誌Mi☆Raiの発行、男女共同参画セミナーやいっそDEフェスタの開催などにより周知・啓発を行った。	引き続き、セミナーや情報誌、ホームページ等により啓発を行っていく。	1,2,6,7,8

基本目標1 あらゆる分野へ女性の参画が広がる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(5)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	②ワーク・ライフ・バランスのための支援	【19】仕事と子育ての両立支援の充実	働き方の多様化に伴う保育サービス、放課後児童クラブなどの子育て支援サービスの充実を図るとともに、これらサービス等が円滑に利用できるよう、子育て相談窓口(こどもプラザわくわく)や病児病後児保育事業の実施についての周知を行う。	こども未来課	延長保育や一時預かり等の保育サービス、放課後児童クラブ等の子育て支援の充実を図るとともに、周知・広報を行った。 また、これらサービス等が円滑に利用できるよう、子育て相談窓口(こどもプラザわくわく)等への情報提供を行った。 さらに、市独自の取組である保育料の完全無償化を継続することにより、仕事と子育ての両立支援を行った。	これまでの事業を継続するとともに、保育サービスや放課後児童クラブの整備の充実に努める。 また、子育て支援サービスの情報発信を積極的に実施する。	1
		【20】仕事と介護の両立支援の充実	介護保険制度について、出前講座、各種研修会、窓口等で市民に広く周知する。 また、相談窓口として地域包括支援センター、あんしん相談センターの充実を図り、介護に関する講座などを開催する。	高齢者支援課	介護保険制度に関する出前講座、各種研修会、窓口等で市民に広く周知を行った。出前講座や各種研修会等では、介護保険制度について対象者の困りごと(高齢者の生活不安や家族による介護疲れ等)に合わせた説明や制度に関連した様々な情報を提供した。 また、総合相談窓口である、地域包括支援センター(6ヶ所)、あんしん相談センター(2ヶ所)の職員に対し、市が研修等を実施することで市民への相談業務の充実を図った。 【相談窓口の開設】 ・R6年度地域包括支援センター年間総合相談件数:32,811件(目標件数23,200件) ・R6年度あんしん相談センター年間総合相談件数:136件(目標件数130件) 【介護(介護予防)に関する講座の開催】 介護予防教室 件数91件(目標件数100件)	相談内容が多種多様化していることから、介護に関する講座の充実や介護保険制度の分かりやすい情報の提供が求められる。 令和7年度も引き続き介護に関する講座の開催や相談窓口の充実を図っていく。 また、出前講座や各種研修会等では、介護保険制度について対象者の困りごと(高齢者の生活不安や家族による介護疲れ等)に合わせた説明や制度に関連した様々な情報の提供に努めることによりレスパイトケアに繋げる。	
		【21】柔軟で多様な働き方の支援	結婚・出産・育児などのライフイベントや生活環境の変化に合わせた多様な働き方(短時間勤務、フレックスタイムやリモートワークなど)の普及として、事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスの改善につながる支援制度等の情報提供を行う。	商工政策課	国や県が取組む働き方改革等に関する支援制度等の情報を、市ホームページへの掲載や、八代圏域産業振興協議会会員向けのメールで提供を行った。	引き続き、国や県の動向を注視し、情報提供を行っていく。	1,3,4,8

基本目標2 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(1)女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)への対策の推進	【22】DVに関する正しい知識の普及啓発	DV防止法の一部を改正する法律について関係者認識を深めるとともに、市報やエフエムやつしろ等を用いて集中的な周知・啓発を行い、DVに関する知識の普及啓発や相談窓口等の周知を行う。	こども家庭支援課	子育て総合ホームページ「やつしろあったかねっと」にDV防止や相談窓口等を掲載し、意識啓発・広報を行った。 また、国の「女性に対する暴力をなくす運動」の期間(11/12～25)にあわせて、市報やエフエムやつしろにより周知・啓発を行った。	国の運動期間の機会をとらえ、普及啓発に取り組むことができた。DVに関する相談窓口等の周知を継続的に行っている。 男女間のみならず、家族からのDV被害及び若年から高齢女性の幅広い年齢層にわたる相談もあり、今後も広く市民に啓発を行っていく必要がある。	1,5
			DV防止法の一部を改正する法律について関係者認識を深めるとともに、配偶者に対する暴力を許さない意識作りのため、DVに関する情報提供を行う。	人権政策課	市報やホームページで、DVに関する情報提供を行った。	効果的な啓発を行うため、こども未来課と連携して情報提供を行っていく。	1,2,4,5
		【23】相談窓口の体制強化	DVなどの人権侵害の相談に対応するため、DV防止法の一部を改正する法律の周知などの知識の習得及び相談技術の向上を図ることにより、相談機能を充実させる。 また、相談内容に応じてDV被害者への対応を迅速に行うことができるよう、県女性相談センター・警察など関係機関との連携を強化する。	こども家庭支援課	女性相談支援員に母子・父子自立支援員も加えて、女性相談に関する研修に参加する等、スキルアップを図った。 また、相談内容に応じて、県女性相談センター、警察署等と連携し、迅速な支援を行った。	研修等に積極的に参加し、スキルアップすることで、相談業務に生かされている。 DVのみならず、様々な困難な問題を抱える女性が増加しており、さらに専門的な知識や相談対応の技術が必要となっている。女性相談支援員及び担当職員については、事例検討を通して今後も資質向上に努めることが必要である。	2,5
			人権相談を実施し、関係機関と連携しDV被害者への対応を迅速に行うとともに相談員のスキルを向上させる。	人権政策課	人権相談を実施した。 ・女性に関する人権 ※相談件数:1件 (うちDV関連1件)	引き続き、関係機関と連携し、迅速な対応を行っていく。	1,2,4,5
②各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進	【24】ハラスメントの防止に向けた広報啓発の推進	セクハラやマタハラなどの各種ハラスメントの防止に関する支援制度等の情報提供を行う。	商工政策課	厚生労働省や熊本労働局などが発表する雇用環境・均等関係等の情報を、市ホームページへの掲載や、八代圏域産業振興協議会会員向けのメールで提供を行った。	引き続き、国や県の動向を注視し、情報提供を行っていく。	1,4,8	

基本目標2 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(1)女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶	②各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進	【24】ハラスメントの防止に向けた広報啓発の推進	各種ハラスメントの防止に向け、事業所や地域などへの教材の貸出や講師派遣を行う。	人権政策課	・男女共同参画アドバイザー派遣事業 派遣実績：事業所1者 受講者数：10人	引き続き、啓発DVDなど学習教材の貸し出しやアドバイザー派遣事業を行っていく。	1,2,4,5
		③若年層に対する予防啓発の推進	【25】デートDV防止教育の推進	デートDVに関する教材の貸出や講師派遣を行い、若年層、特に中高生に対して学習機会を提供する。	人権政策課	中高生に対し、デートDVに関する講師派遣事業を行った。 ・デートDV防止教育アドバイザー派遣事業 派遣実績：高校4校、中学校2校 受講者数：838人	引き続き、啓発DVDなど学習教材の貸し出しやアドバイザー派遣事業を通して、学習機会の提供を行っていく。
	【26】性に関する有害環境の改善	青少年指導員による街頭巡回指導を実施するほか、青少年に良い影響を与えないと思われる広告物や店舗、有害図書・アダルトビデオ等の有害環境の浄化活動を支援する。 また、近年有害情報が多いインターネットへの対策については、スマホ利用等の危険性を青少年室だより等を通じて啓発する。	学校教育課	各学校に対して、デートDV等のDV未然防止教育に係る教職員研修会について情報提供を行った。 また、各中学校においては、学級活動等を通じて男女における身体面・精神面の違いの理解や、異性を尊重し人間関係を築くに当たってのルールやマナーについての学習を行った。	各学校における人権学習や性教育等が更に充実するよう、関連する教材や各種研修会等について情報提供等を行う。	5	
				人権政策課	青少年指導員による街頭巡回指導を実施し、有害環境を作り出さないようにした。 ・青少年指導員巡回指導回数 (R7.2月末現在) ：延べ304回、1363人従事	青少年指導員による街頭巡回指導を引き続き実施するとともに、スマホ使用の危険性について青少年室だよりにて特集記事を掲載し、市内の小中高校へ配布し啓発を行う。	1

基本目標2 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(2)生涯を通じた健康支援	①ライフステージに応じた健康の包括的支援	【27】各種健診事業の充実及び受診率の向上	<p>妊婦健診、がん検診、ヤング健診、特定健診、高齢者健診、その他ライフステージに応じた健診体制の充実を図り、健康づくりを推進する。</p> <p>特定健診では、40歳に対して無料化を実施し、特に、女性特有の乳がん検診、子宮頸がん検診については、無料検診の対象年齢の方へは無料クーポンを発行し、受診率向上を行う。</p> <p>また、受診率向上対策として、特定健診未申込者に個別受診勧奨を行い、キャラクター等を活用した受診勧奨を行う。</p>	健康推進課	<p>○各種健診の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診 6,617人 ・高齢者健診 2,877人 ・基本健診 34人 ・ヤング健診 406人 ・乳がん検診 40歳以上 4,041人 (うち無料クーポン 415人) ・乳がん超音波検診 39歳以下 182人 ・子宮頸がん検診 3,865人 (うち無料クーポン 156人) ・肺がん(結核) 検診 6,544人 ・大腸がん検診 5,199人 ・胃がん検診 2,271人 ・腹部超音波検診 5,906人 <p>・受診率向上対策として、特定健診未申込者に個別受診勧奨を行った。</p> <p>・乳がん検診(40歳・50歳)・子宮頸がん検診(20歳・30歳)の無料対象年齢に無料クーポンを送付し、受診勧奨を行った。</p> <p>・40歳の肝炎ウイルス検診対象者に、各種がん検診等の受診勧奨の案内を同封した。</p> <p>・がん支援相談員(熊本労災病院・熊本総合病院等)と連携し、がん検診受診率向上のイベント及びパネル展示を行った。</p> <p>※妊婦健診については、施策30に記述</p>	<p>○各健(検)診の受診者は、減少している。疾病の早期発見、早期治療のため、各健(検)診の受診率の向上を図る必要がある。特に無料クーポン未受診者への受診勧奨においては、対象者の分析を行い、効果的なアプローチ方法を検討し実施する。</p>	1

基本目標2 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(2)生涯を通じた健康支援	①ライフステージに応じた健康の包括的支援	【28】健康づくり意識の普及啓発	健康づくり応援ポイント事業の参加者数の拡大を図る。そのために関係機関の対象事業と連携し、健康づくりの意識啓発を行う。 生涯にわたる健康づくりを通じて、こころの健康の保持増進を図る。	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイント台紙配布数 12,800枚 ・登録団体数 25団体 ・賞品抽選応募者数 528人 抽選結果:総数360本 ・参加者アンケート 意識して健康づくりに取組んでいる人の割合 83.0% 取り組む予定の人 13.9% ・自身の食事や運動・生活習慣を見直す機会として「やつしろ歯の祭典」(6/8)に「健康コーナー」を設置し、骨密度の測定や健康相談等を実施。骨密度測定:296人 また、協定関係にある明治安田生命の協力のもと、ペジチェック測定や血管年齢測定を実施した(参加者各180人) ・生活習慣病予防講演会の実施 「あなたもできる！体内時計を活かした健康づくり～知って得する時間栄養学その2～」と題し、食べ方を意識した健康づくりについて管理栄養士を迎え講演会を実施。11/24(日)、参加者数:135人 ○こころの健康づくりに関する取り組み ・心理士によるこころの健康相談の実施 相談者数:延べ21人(うち訪問1人) ・自殺予防対策に係る人材の育成としてゲートキーパー養成研修を実施。健康づくり応援登録団体へ出向き、一般市民を対象に3団体:47人をゲートキーパーとして養成した。 ・「こころの健康づくり講演会」 「こころを整えるコツ」と題し、九州ルーテル学院大学教授(臨床心理士)による自身でできるセルフケアを取り入れた講演会を実施。 実施日:10/3(1回)参加者数:94人 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり応援ポイント事業は、若い世代の参加が少なく、参加者がなかなか伸びない。生活習慣病予防のためには、若い時からの健康づくりへの取り組みが必要である。地域団体・企業等への周知強化を行い、登録団体等を拡大し、参加者の増加を図る。 ・歯の祭典時に実施している骨密度測定は、若い世代の参加も多く、食生活や運動習慣を見直す機会の提供に繋がっており、今後も継続して実施していく。 ・各講演会については、より若い世代の参加者を増やす必要があるため、開催日時を検討しながら実施していく。また、当日参加が難しい方には後日ケーブルテレビでの放映も行っており、周知を図り、今後もより多くの市民が学べる機会が提供できるようにしていく。 	1

基本目標2 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(2)生涯を通じた健康支援	①ライフステージに応じた健康の包括的支援	【29】適切な性教育・学習機会の提供	性に関する指導について、各学校の保健指導計画に組み入れ、年間指導計画や発達段階に基づき、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を実践していきけるよう推進・支援する。	学校教育課	性に関する指導について、各学校の保健指導計画に位置付けており、健康教育実態調査により取組状況等の確認を行い、適宜指導助言を行った。 各学校においては、年間指導計画や発達段階に基づき、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を各学校で実践した。	今後も各学校の年間指導計画や発達段階に基づき、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を各学校で実践していきけるよう学校訪問等で指導助言を行っていく。	3
			小中学校と連携し、児童・生徒及び保護者に対して性教育を実施していく。 また、妊娠前の健やかな生活習慣や命を大切にするために、妊婦とその家族を対象に健康教室での情報を提供し、マタニティセルフプラン作成を推奨し、家族で出産・育児に取り組む意識の啓発に努める。	健康推進課	・各学校からの依頼を受け、4校に性教育を実施。 (内容)命の大切さ、心と体の健康づくり、性行動と命について考える、性感染症や望まない妊娠を防ぐため等の講話。ほか、教職員や保護者の協力を得て赤ちゃん人形を用いた抱っこや妊婦疑似体験等を施した学校もあった。 中学校 4校 (生徒437人、保護者・教職員等29人)	・小中高等学校等と連携した性教育は、望まない若年妊娠や性感染症の予防・理解につながることで、また性に関する正しい知識の教育だけでなく、命の誕生やその大切さについて学び、子どもたち一人ひとりがかけがえない命であることを共有・再確認する場として重視している。受講した生徒の感想では、「正しい知識が知れてよかった」「自分も相手や周りの人も大切にしたい」「関係ないと思っていたが、身近なこととして感じる事ができた」等の意見があった。	1,2
	②妊娠・出産・育児に関する支援の充実	【30】妊産婦に対する健康支援、相談体制の充実	安心して子どもを産み育てることができるよう、妊婦健診、健康教育及び訪問指導等を通して伴走型の相談支援体制を充実させる。 また、母子健康手帳交付時に個別面接を全ての妊婦に実施し、必要な妊産婦に対しては支援プランを作成し継続支援に繋がるよう努める。 さらに、不妊治療費助成の実施に合わせて、不妊治療への職場の理解が進むよう、周知・啓発を行う。	健康推進課	・妊娠届時に安全な妊娠生活を送れることを目的として健康教育を行い(妊娠中の生活における注意、妊婦健診等の必要性、各種サービスの紹介等)、併せて全員に保健師による個別面接を実施した。 安心して出産に臨めるよう、個別面接の結果を基に検討し、支援プランの作成、継続した訪問・相談、必要な関係機関と連携を実施。また、産後は早期に電話や訪問を行い、産後ケアの利用紹介や継続支援など切れ目のない支援の充実に取り組んだ。 母子手帳交付数 682人 うち妊娠11週以内の届出 94.9% 妊婦健康診査 実1,011人(延7,804人) 妊婦訪問支援 延53回 ウェルカムベビー教室(両親学級) 12回、106組 支援プラン作成 延85件	・母子健康手帳交付時の全員面接、妊娠7か月時のマタニティレーター(アンケートによる状況確認とその結果に対する支援、相談先やサービスの紹介等)、妊娠中からの訪問・来所・電話相談、産後の全戸訪問等、伴走型の相談支援体制ができてきた。 ・妊娠期から、父親や家族に対しても書面や教室参加を通して、協力して子育てを行う大切さを伝えている。核家族化が進む中、今後も継続して体験型の教室や効果的な資料による周知、説明を行うことが大切である。 ・一方で、精神疾患やメンタル不調を抱える妊婦、日本での生活期間が短い外国人、若年妊婦、支援者の少ない妊婦など、きめ細かな支援を要する子育て家庭が増加している。 ・支援を要する妊産婦に対し、課内での情報共有や支援方法の検討をしたうえで、こども家庭センターの中でも共有し、支援プランの作成や見直しを行いながら、適切な支援を行っていく必要がある。	1,2

基本目標2 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(2)生涯を通じた健康支援	②妊娠・出産・育児に関する支援の充実	【31】子育ての包括的支援	両親、特に母親の育児不安を軽減するため、訪問指導、乳幼児健診、育児相談、子育て支援サービス等を充実させ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。 また、産後ケア事業を拡充し、早期の利用につなげるよう周知・啓発を行う。	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援ギフトの伴走型支援として、全妊婦に対し支援レターを送付し、相談窓口やサービスの周知とアンケートによる状況把握、希望者や支援が必要な方への相談対応を実施した。 ・産前産後の支援を充実させ、安心して出産に望め、また退院後の赤ちゃんとの生活が少しでも円滑に進むよう、妊娠中からの訪問や相談体制づくり、産後早期の電話支援や専門スタッフによる訪問等を行った。 <p>産婦健診 515人 赤ちゃん訪問 587人(実施率99.8%) ※未訪問の母子は、訪問以外の方法で全員把握</p> <p>産後ケア事業 実220人 (内訳)宿泊56回、訪問59回、通所616回</p> <p>離乳食・育児教室 14回、89組 ・不妊治療費助成 一般不妊治療(人工授精)37人 生殖補助医療(体外受精・顕微授精・男性不妊) 50人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を要する妊産婦に対して、産婦人科等との連携を行い、情報交換や支援方針の共有、役割分担などを行う個別ケース会議等を実施し、またその対応件数も増加している。支援者の少ない妊婦、支援を要する妊婦も増加しており、今後も産婦人科や精神科等との連携が課題である。 ・産後ケア事業がユニバーサル化していることに伴い、令和7年4月からは、出産前に産後ケア事業の利用証と利用券を自宅に送付し、産後早期から必要などに利用できる方法に変更する。(事前申請不要) ・不妊治療については、保険適用が導入されたものの、生殖補助医療については、自己負担額も高額であることが多いため、その負担軽減のためにも引き続き助成事業を継続する。一般不妊治療(人工授精)については、今後の見直しが課題である。 	1,2
			「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能を持つ、「子ども家庭センター」を設置し、支援が必要な子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を一体的に行う。 また、子育てに関する相談窓口や子育て支援サービスについて、「子育て応援ハンドブック」等による周知・広報を行う。	子ども家庭支援課	<p>令和6年4月に「子ども家庭センター」を設置し、母子保健機能を有する健康推進課と児童福祉機能を有することも未来課が連携を強化し、支援が必要な子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行った。</p> <p>また、子育てに関する相談窓口や子育て支援サービスについて、「子育て応援ハンドブック」等を活用し周知啓発を行った。</p>	<p>子ども家庭相談や要保護児童への支援について、「子ども家庭センター」の機能を発揮しながら、健康推進課と連携し切れ目のない支援が図れている。</p> <p>「子ども家庭センター」において、合同ケース会議等の場を設け、タイムリーな情報共有及び支援方向性の協議を行いながら、更なる支援体制の強化を図る必要がある。</p> <p>今後も相談窓口の周知、支援が必要な対象者の把握、支援の繋ぎなど、健康推進課と連携し一体的に支援していく。</p>	1,5

基本目標2 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度取組	今後の方向性や課題	チェック
(3)安心して暮らせる環境整備	①ひとり親家庭の支援の充実	【32】ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進、健康保持を図るため、児童扶養手当、ひとり親家庭 医療費助成、保育料無償化の事業を実施するなど、状況に応じた経済的支援を行う。	こども家庭支援課	・児童扶養手当の支給(令和6年度末受給者1,227人) 離婚等により児童をひとりで養育するひとり親家庭等に対して、手当を支給した。 ・ひとり親家庭医療費助成(令和6年度末受給対象者3,935人) ひとり親家庭等に対して医療費の自己負担分の3分の2を助成した。	手当の支給や医療費の助成により経済的支援を行うことができている。 ひとり親家庭等が速やかに経済的支援が受けられるよう、更なる手当や医療費助成等の支援サービスの周知・広報が必要である。	1
		【33】ひとり親家庭の自立・就労支援	ひとり親家庭の就労を支援するため、自立支援や職業訓練に係る給付金の支給を行うほか、市民相談室に「母子・父子自立支援員」を配置し、ひとり親家庭の自立に向けた就労相談等を実施する。 また、ひとり親家庭に対する自立支援・就労支援に関する情報提供を積極的に実施する。	こども家庭支援課	市民相談室に「母子・父子自立支援員」を配置し、ひとり親家庭の自立に向けた就労相談等を実施した。 (ひとり親家庭等日常生活支援事業) 社会的事由等により支援が必要な家庭に対して、家庭生活支援員を派遣し、育児支援、生活援助等の体制を整えた。 (ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給) ひとり親家庭の父または母に対して主体的な能力開発を支援するため、講座の受講費用の一部を助成し、自立促進を行った。 (ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給) 就職に有利な資格を取得するために1年以上のカリキュラムを受講する、就労と修学の両立が困難な者に対して、生活費の補助を行うことにより、修学支援及び自立支援を行った。 児童扶養手当の現況届の期間中、市にハローワーク特設会場を設けた。	女性の就労に関する広報を積極的に行い、特にひとり親家庭への支援に関しては、市民相談室の母子・父子自立支援員及びハローワークと情報を共有し、就労へ結びつけることが出来た。 今後も、児童扶養手当申請や現況届提出時等の機会を活用し、更なる周知を図る必要がある。	1,8
			民生委員・児童委員による見守り活動を実施し、経済的な理由などで孤立する人の把握に努め、必要に応じて行政や関係機関につなぐなど、身近な相談相手として自立した日常生活を営むための支援を行う。	健康福祉政策課	民生委員・児童委員による見守り活動を継続して実施した。子育て・母子保健に係る相談件数は 146件、また児童扶養手当を含む証明事務は、399件に上り身近な相談相手として支援を行った。	令和7年度は、現在の委員が任期満了をむかえ、多くの委員の交代が想定される。そのため、研修等を通してひとり親家庭に関する知識や対応方法を身に付けるとともに、引き続き見守り活動を継続していく。	1

基本目標2 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(3)安心して暮らせる環境整備	②性的指向、性自認に関する理解の促進	【34】性的指向、性自認に関する理解促進のための啓発	性的指向、性自認などの多様な性に対する理解を深めるため、啓発を行う。	人権政策課	性的指向、性自認などの多様な性に対する理解を深めるため、アドバイザー派遣事業を通して啓発を行った。 ・デートDV防止教育アドバイザー派遣事業 派遣実績：高校4校、中学校2校 受講者数：838人	引き続き、セミナーや情報誌、ホームページ等により啓発を行っていく。	1,2,9
		【35】性的指向、性自認に関する理解を深めるための学習機会の提供	性的指向、性自認などの多様な性に対する理解を深めるため、各学校における個性を認める学習機会の情報提供等を行う。	学校教育課	各学校に対して、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性等に関する情報提供を行った。 また、各学校における人権教育の実施状況について各種調査で把握するとともに、必要に応じて指導・助言を行った。	引き続き、児童生徒が性的指向、性自認に関する理解を深めることができるよう、適宜情報提供を行うとともに、各学校の実態に即した指導・助言を行う。	9
			性的指向、性自認などの多様な性に対する理解を深めるために、教職員向けの研修会などにおいて、性の多様性等について考える時間を設ける。	教育サポートセンター	教職員向け研修会における班別協議の内容の一つとして話題提供を行うことで、参加の教職員が、性的指向、性自認などの多様な性を身近なものとして認識することができた。	本センター主催の教育研究部会(授業づくり部会等)の中で性的指向、性自認などの多様な性についての理解を深めたり、教職員研修の中で、多様な子供に対応する中の一つの視点として触れ、教職員の理解促進につなげたい。	1,3,9
			性的指向、性自認などの多様な性に対する理解を深めるための学習機会を提供する。	人権政策課	性的指向、性自認などの多様な性に対する理解を深めるため、アドバイザー派遣事業を通して学習の機会を提供した。 ・デートDV防止教育アドバイザー派遣事業 派遣実績：高校4校、中学校2校 受講者数：838人	引き続き、学習の機会の提供を行っていく。	1,2,9

基本目標2 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(3)安心して暮らせる環境整備	③高齢者・障がい者の社会参画支援	【36】高齢者・障がい者の社会参加の支援	地域社会で高齢者がいきいきと生活できるよう、就業機会の確保や活動促進の支援を実施する。 また、やつしろ元気体操教室やいきいきサロン事業などを実施し、市内全域で健康支援や交流の場を提供する。	高齢者支援課	八代市シルバー人材センターに対し、運営費・事業費を補助したことにより、会員登録の高齢者の臨時的・短期的な就業機会の確保と活動促進に繋げることができた。また、センターが事務室等として利用していたシルバーワークプラザの建物について、無償譲渡したことにより、独自の取組みや販売等の活動が自由にできるようになった。 その他に「やつしろ元気体操教室」や「いきいきサロン事業」に対して継続して支援を実施したことで介護予防や交流の場を提供することができ、閉じこもり防止や介護予防に繋げることができた。 ・やつしろ元気体操教室 700回 7,859人 ・いきいきサロン 2,632回 27,212人	高齢者の多様な働き方のニーズに対応する必要があり、女性会員の確保も課題。 いきいきサロン事業については、休止中のサロンの再開や新規立ち上げのサロンの継続について課題があり、委託先である社協と協力して、活動再開や活動の継続を支援する必要がある。	
			地域社会で障がい者がいきいきと生活できるよう、就労支援セミナーの開催や就労支援の理解促進活動を実施するほか、支援学校と連携した情報提供を行う。	障がい者支援課	①就労支援セミナー ・令和7年1月27日(土)(1回)(桜十字ホール) ・参加人数:75人(一般企業、個人等) ②八代市障がい者支援協議会就労支援部会 ・回数:5回/年 ・内容:就労支援セミナーに関すること ・就労支援マップの作成 ③就労相談支援(委託相談支援事業所の対応:約250件) ・随時対応 ・委託相談事業所(4ヶ所) ・障害者就業・生活支援センター(1ヶ所) ④自動車免許取得・改造助成事業(7人) ⑤いきいきふくしスポーツ大会(令和6年10月5日(土)、八代トヨオカ地建アリーナにて実施、参加者187人)	①就労支援セミナー ・より多くの一般企業の参加を募り、経営者・人事担当等の関係機関の連携強化を図る必要がある。 ②八代市障がい者支援協議会就労支援部会 ・サービス事業所の種類によって課題が異なるため、同種事業所で課題解決に向けた協議の実施を検討する。 ③就労相談支援 ・一般企業や事業所と働く意欲のある障がいのある方のニーズに応じたマッチング支援が難しい。 ④自動車免許取得・改造助成事業 ・助成申請があっても年度内に免許取得ができず、助成に至らない場合がある。 ⑤いきいき福祉スポーツ大会の開催 ・感染対策を図りながら、安全な大会を運営する。	

基本目標2 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(3)安心して暮らせる環境整備	③高齢者・障がい者の社会参画支援	【37】ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進	やつしろバリアフリーマップで市内のバリアフリー施設の情報の提供などを行うことにより、高齢者や障がい者の安全・安心な生活環境の確保や社会的自立及び社会参加を推進する。	障がい者支援課、介護保険課	①障がい者住宅改造助成事業 ・件数:1件 ・助成額:700,000円 ②高齢者住宅改造助成事業 ・件数:1件 ・助成額:500,000円	【課題】 ・予定を上回る住宅改造の相談があっており、現在、相談の受付順に決定することとしているが、改造部分の変更等助成決定に至るまで期間を要する場合もあり、その間、次の申請者の決定を見合わせなければならない場合もあるため、今後、対応方法を検討する必要がある。 ・バリアフリーマップについては、定期的に更新していく必要がある。	
		【38】人権に関する相談体制の充実	差別や虐待などの人権に関する悩みを持った人を支援するため、人権相談員のスキル向上により相談体制を充実させる。また、市民相談室の相談員及び関係機関との連携体制を強化する。	人権政策課	・人権相談員の配置:1名 相談件数:39件 ・人権特別相談員の設置:3名 (弁護士:2名 臨床心理士:1名)	引き続き、人権相談員並びに人権特別相談員の相談体制を維持していく。	1,2,4,5,9
			高齢者虐待に対して迅速に対応できるよう、相談窓口である高齢者支援課、地域包括支援センター、あんしん相談センター間での連携を強化する。	高齢者支援課	高齢者虐待に関する相談窓口である、本課、地域包括支援センター、あんしん相談センターでの連携を強化したことにより、相談体制の充実を図った。発生した虐待事案について速やかに関係機関と協議を行うことができた。	近年、高齢者虐待の事案において、虐待の内容(虐待者の精神的疾患が疑われるケース等)が複雑化し、解決までに時間を要する困難な事例が増加している。 引き続き対応する職員全体のスキルアップや関係機関との連携強化を図っていく。	
		障がい者虐待防止センターにおいて、適切な支援や発生時の迅速対応を行い、必要に応じて関係機関と連携し、相談体制を充実させる。	障がい者支援課	障がい者虐待防止センター ・障がい者虐待に関する相談や通報窓口として適切な支援や必要に応じて関係機関との連携を図った。 ・通報 25件 ・認定 4件	【課題】 ・サービスに繋がっていないことが虐待発生の要因となっている場合もあることから、在宅障がい者へのアプローチを検討する必要がある。 ・一般市民への啓発や委託相談支援事業所との連携が必要。 ・年々相談件数も増加していることから、虐待に対する相談体制の強化を継続。 ・一般市民や障がい者等への周知・啓発を継続して実施する。相談支援事業所や基幹相談支援センターとの連携を図り、虐待を防止する取組を行う。		

基本目標2 安全で安心して暮らせる社会づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度取組	今後の方向性や課題	チェック
(3)安心して暮らせる環境整備	④各種相談窓口の充実	【38】人権に関する相談体制の充実	児童虐待やDV被害に関する相談に対応するとともに、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会の対象とするなど、関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援に努める。 また、市民相談室の相談員及び関係機関との連携体制を強化する。	こども家庭支援課	児童虐待やDV被害に関する相談に対応するとともに、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会の支援ケースとして、関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援を行った。 担当課や市民相談室において、女性相談支援員、母子・父子自立相談員による女性相談及びひとり親家庭等の相談にも対応している。	困難な問題を抱える女性の支援内容はDV被害や児童虐待、経済困窮等、多様化しており、関係機関との連携は必要である。 今後も連携を強化し、迅速かつ適切な支援に取り組んでいく。	4,5
(4)男女共同参画の視点からの防災・復興	①防災・復興における男女共同参画の推進	【39】男女双方の視点からの地域防災・復興体制の充実	全ての人が安全・安心して避難できるように町内会・自主防災組織などによる避難所運営体制の構築、避難所運営に関する学習機会の提供を行う。 また、地域における男女共同参画の視点に立った避難所運営のための支援を行う。	危機管理課	・住民参加型防災訓練(松高、太田郷、坂本)において、避難所における授乳室の設置など男女共同参画の視点に立った避難所運営について説明した。 ・男女共同参画の視点を含めた避難所運営や災害時に備えた整理整頓術等について、自主防災会等を対象とした研修会を実施した。	・市と地域が連携した男女共同参画の視点に立った避難所運営の推進。	1,4,5
			男女共同参画の視点に立った地域防災・復興体制の充実のため、学習機会や情報の提供を行う。	人権政策課	イベント等の機会に防災ブックを配布し、活用の推進を図った。 いっそDEフェスタ2025において、防災に関するワークショップを開催した。 男女共同参画の視点からの防災に関する啓発動画をホームページに公開した。	危機管理課と連携しながら、防災ブックの活用を推進するとともに、イベントやセミナーにおいて情報提供を行っていく。	1,2,7
	②防災・復興における女性の参画拡大	【40】女性の地域防災・復興への参画促進	女性消防団員や女性防災士などの活動報告・情報提供を行うほか、防災会議委員の女性の積極的な登用を促し、地域防災活動への女性参画を促進する。 防災・復興の現場における女性の参画拡大のため、学習機会や情報の提供を行う。	危機管理課	・防災会議の構成団体にに対し、女性委員の積極的な登用を呼びかけたことで1名増となった(16%、9/55人)。 ・女性消防団員への情報提供は、団本部会議や各方面隊開催の会議において実施している。	・医療や福祉など災害対応に関連が深い部門の女性を積極的に登用し、地域防災活動への女性参画を促進する。 ・団本部会議の構成員に、女性消防団員を追加する。	1,2,7
				人権政策課	防災・復興の現場における女性の参画拡大に関する情報提供を行った。	引き続き、学習機会や情報の提供を行っていく。	1,2,7

基本目標3 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(1)意識改革のための広報・啓発の推進	①男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	【41】男女共同参画に関する広報・啓発の推進	市民の男女共同参画への関心と理解を深めるために、広報紙、ホームページ、イベントなどによる広報・啓発活動を行う。 また、理解促進のため動画による啓発も併せて行う。	人権政策課	男女共同参画への関心と理解を深めるための各種事業を実施した。 ・男女共同参画週間におけるパネル展示 市役所1Fロビー(6/21～7/1) ・「情報誌Mi☆Rai」第21号の発行 (2月1日、地区回覧) ・「いっそDEフェスタ2025」開催(2/10) 「人生の“ハードル”の楽しみ方 ～ママアスリート・寺田明日香の挑戦～ 講師：寺田明日香氏(東京五輪陸上女子100mH日本代表) 参加者数：550人 ・ホームページ、SNS、市報等による周知・啓発(随時)	セミナーやイベントにより多くの方に参加してもらうため、さまざまな視点から実施内容や開催方法について検討するとともに、あらゆる機会を捉え周知・啓発を行っていく。 あわせて、新たな動画の作成についても検討していく。	1,2,7,8
			固定的性別役割分担意識の解消のための意識啓発	固定的性別役割分担意識の解消のため、家庭・学校・職場・地域などへの学習機会の提供を行う。	人権政策課	固定的役割分担意識の解消を図るため、学習の機会を提供した。 ・男女共同参画推進セミナー(3回) 参加者数：158人 ・男女共同参画アドバイザー派遣事業 派遣実績：事業所1者 受講者数：10人	引き続き、セミナーやアドバイザー派遣事業を通して、学習機会の提供を行っていく。
	②固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革	【42】固定的性別役割分担意識の解消のための意識啓発	固定的性別役割分担意識解消のため、講座等の主催事業において、男女混合名簿の導入を引き続き推進する。 また、講座内容の見直し等を行い、学習機会を男女問わず提供する。	生涯学習課	講座等の学習機会は性別問わず受講できるか確認し、講師についても積極的に女性講師へ依頼することで、固定的性別役割分担意識解消に努めた。 ※女性講師の人数 R4年度 28講座中15人 R5年度 36講座中17人 R6年度 43講座中25人	男女混合名簿の使用や性別を問わない学習機会の提供を図っていく。 企画する講座において、複数の講師候補がいる場合は積極的に女性講師への依頼をすすめていく。	1,2
			各学校に対し、固定的性別役割分担意識解消に向けた資料等を用いた情報提供を行う。 また、令和5年度から数校で男女共用の制服の導入を行っており、今後全校的に、学校における標準服・制服の男女別設定ではなく、選択制の導入について検討する。	学校教育課	各学校に対して、性別の固定的な役割分担の意識解消に向けた資料等に関する情報提供を行った。 また、制服については、性別によるものでない男女共用の制服(いわゆる「第3の制服」)が多くの学校で導入された。	引き続き、性別の固定的な役割分担の意識解消に向けた資料等について情報提供を行う。 また、制服の導入だけでなく、各教科等の学習内容や日常生活等においても、適切な対応ができるよう、啓発を行う。	2

基本目標3 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(2)男女共同参画の教育・学習の推進	①家庭・地域・職場における男女共同参画の学習機会の提供	【43】事業所などが主催する講座、研修会などの男女共同参画推進活動の支援	事業所・学校・団体などに対し、法改正やニーズに合った学習機会の提供を行う。	人権政策課	・男女共同参画アドバイザー派遣事業 派遣実績：事業所1者 受講者数：10人	引き続き、セミナーやアドバイザー派遣事業を通して、学習機会の提供を行っていく。	1,2,7,8
			家庭教育学級等において、社会教育指導員の派遣や生涯学習指導者名簿から講師を紹介するとともに家庭教育学級の開催等、啓発活動を支援する。	生涯学習課	・家庭教育学級等において、社会教育指導員の派遣や生涯学習指導者名簿から講師を紹介する等、啓発活動を支援した。 ・社会教育指導員派遣回数：12回 ・家庭教育学級の開催：のべ311回 ・生涯学習指導者名簿登録者数：86名 (令和7年3月31日現在)	子育てや家事等において、男女が共同で取り組むために固定的な役割分担にとらわれず、夫婦相互で参加する意識啓発を研修会等を通じて推進していく。	2
	【44】男女共同参画に関する資料・情報などの収集と活用	市民・団体に対し男女共同参画・男女平等などの推進のため、情報収集や提供、学習教材の貸出を行う。	人権政策課	・国や県から送付される男女共同参画に関する資料や情報などの提供を行った。 ・ホームページ等による周知・啓発(随時)	国や県から送付される男女共同参画に関する情報や資料等について、分かりやすく効果的な提供方法について検討するとともに、啓発DVDなど学習教材の貸し出しを行っていく。	1,2,3,7	
	②男女共同参画の視点に立った教育の充実	【45】多様な選択を可能にする教育・学習の推進	基本的人権の尊重や男女共同参画の意義などに関する授業に積極的に取り組むために、各学校へ関連教材の情報提供等を行い、基本的人権の尊重・人権同和学習・キャリア教育等の学習を計画的に取り組めるよう支援する。	学校教育課	・各学校に対して、基本的人権や男女共同参画等に関する情報提供等を行うとともに、各種調査を基に各学校の状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行った。 また、各学校において、人権同和教育やキャリア教育等についての年間指導計画を作成し、学習に計画的に取り組んだ。	引き続き、各学校が基本的人権や男女共同参画等に関する授業に積極的に取り組むことができるよう、適宜情報提供等を行う。 また、各学校が人権同和教育やキャリア教育等に学習に計画的に取り組むことができるよう、実施状況を把握するなどして支援する。	3
		固定的性別役割分担意識にとらわれないキャリア教育・進路指導を実践するために、特別活動研究部会を中心に学校・園に対して啓発を行う。	教育サポートセンター	・多様な選択を可能にするキャリア教育・進路指導の基盤づくりについて研究を進めた。 ・特別活動研究部会 年間8回開催 ・研究テーマ：配慮を要する児童生徒が複数存在する通常学級において、学級集団づくりの方法を探る～UDの視点に立った集団づくりと応用行動分析を使った個別対応～	研究の成果を広く学校に周知していくことが今後、必要になってくる。研究データを蓄積して、今後の研修会で成果を発表したり、ホームページに公開したりすることで、教職員へ周知していく。	1,2,3,7	

基本目標3 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(2)男女共同参画の教育・学習の推進	②男女共同参画の視点に立った教育の充実	【46】教職員・保育士に対する意識啓発	各学校・園において、校内研修、人権レポート研修会、人権同和学習の実践等の機会をととして意識の啓発を行う。	学校教育課	各学校・園において、校内研修、人権レポート研修会、人権同和学習の実践等の機会をととして意識の啓発を図った。	引き続き、各中学校区でのレポート研修会や人権同和教育の授業研究会の開催、各種研修等の様々な機会をととして意識の啓発を図っていく。	3
			八代地区人権同和教育・人権啓発研修会などにおいて、保育士などに対し、男女共同参画・男女平等の視点に立った学習機会を提供し、意識の啓発を行う。	こども未来課	八代地区人権同和教育・人権啓発研修への参加や園内研修、人権学習の実践等の機会をととして意識啓発を行った。	研修会などへの参加、園内研修を通して、意識啓発を図るとともに、研修内容をさらに充実させていく。	9
(3)国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり	①情報収集及び提供	【47】国際的な情報の提供	男女共同参画に関する国連の動きや先進国の状況などを収集し、人権啓発センターやホームページなどで情報を提供する。	人権政策課	男女共同参画に関する国際的な指数である「ジェンダーギャップ指数」に関するパネルを人権啓発センターに掲示し、日本の現状等について周知・啓発を行った。	男女共同参画に関する国連の動きや先進国の状況などについて情報収集し、広く周知・啓発を行っていく。	1,2,7,9
	②多文化共生の推進	【48】多文化理解と交流の推進	外国人市民との交流やさまざまな文化を体験する機会を提供し、多文化への理解と認識を深めることを推進する。 また、国や県、国際交流団体などが実施する交流に対し協力・支援を行う。	国際課	1)出前講座「異文化たいむ」実施 小中学校7校で実施。JICA海外協力隊の経験者による講演や地域の外国人技能実習生との交流など、異文化への理解を深める機会となった。 ○実施日：11/14文政小、11/22二見中、11/28東陽小、1/17八千把小、2/7二見小、2/7太田郷小、3/5麦島小 2)「デニスと英語探検」の開催 市内高校生を対象に、国際交流員と一緒に英語の本を読む多読イベントを開催。読書を通じた英文読解力の向上及び異文化理解の促進につながった。 ○開催日：5/9、16、23、30 6/6、13、20、27(全8回) 3)多文化共生に関する出前講座の実施 ○実施日：8/6、10/4、10/29、12/6、3/29 4)やつしろ国際協会による取組み やつしろ国際協会(事務局：国際課)の活動を通じて、異文化カフェや交流イベントを開催し、多文化共生への理解促進に取り組んだ。	1)出前講座「異文化たいむ～世界のことを学ぼう～」実施 JICA海外協力隊の経験者や国際交流員による講話、技能実習生との交流を通じて、異文化への関心を高める。 2)国際交流員による取組み 様々な世代の市民に異文化理解を深めてもらうため、国際交流員による講座やイベントを行う。 3)多文化共生に関する出前講座の実施 各学校等からの依頼により対応予定(通年) 4)やつしろ国際協会による取組み 引き続き、やつしろ国際協会(事務局：国際課)の活動を通じて、多文化共生への理解促進に取り組む。	1,9

基本目標3 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(3)国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり	②多文化共生の推進	【48】多文化理解と交流の推進	各学校にALT(外国語指導助手)を配置し、子どもたちが英語に慣れ親しむとともに、多文化理解を深めるための活動を行う。	学校教育課	各学校にALTを配置し、子供たちが外国人と触れ合い、英語に慣れ親しむとともに、異文化理解を深めるための活動を行った。 市教委主催で小学校3～6年生対象にALTと触れ合う「チャレンジ・イングリッシュ」を年間2回開催した。 校長・園長会議で国際課のイベント等、周知の機会を確保した。	授業等でのALTの活用、地域住民や子供たちを対象として英語を使ってALTとコミュニケーションを図るイベントを引き続き充実する必要がある。	1,9
		【49】外国にルーツを持つ子どもに対する支援体制の充実	日本語の理解が十分でない、外国にルーツを持つ子どもが他の子と同様に理解し、授業が受けられるようにするために、必要に応じて日本語指導員の配置を行う。	学校教育課	外国にルーツをもち、日本語指導の必要な児童生徒に対する日本語指導を行うため、日本語指導員5人を配置した。日本語指導の対象児童は17人であった。	日本語指導員の指導で必要な児童生徒に対する日本語指導を行うことで、児童生徒の円滑なコミュニケーションの充実につながることができた。日本語指導員の指導力向上のための研修を引き続き充実させる必要がある。 近年、日本語指導の必要な児童生徒が増加しているため、日本語指導体制については、外部委託を含め検討が必要になっている。	1,9
		文化や習慣の違いから生じる悩みなどの相談窓口として「やつしろ子ども支援相談室」の周知を図り、相談につながりやすくする。	教育サポートセンター	年度初めに「やつしろ子ども支援相談室」について、八代市内の幼稚園、小、中、特別支援学校に周知するとともに、相談室便りを安心安全メールを使って配信した。令和6年度、外国にルーツを持つ子供たちに関する相談件数は2件あり、学校へ情報提供を行った。内容は、登校や学習に関することであった。	外国にルーツを持つ子供たちやその保護者が相談しやすいように、相談窓口を誰にでも分かるように周知し、他課や関係機関と連携を積極的に行っていく。	1,9	

基本目標3 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(3)国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり	②多文化共生の推進	【50】在住外国人が安心して暮らせる環境づくり	在住外国人の不安や悩みを解消するため、暮らしに関する情報をやさしい日本語や多言語で提供するとともに各種相談に適切に対応する。	国際課	1)多言語通訳システム・母国語交流員配置 市庁舎にタブレットや電話による3者間通訳機能を備えた多言語通訳システム(21言語対応)を運用し、外国人が相談や手続き等を行いやすい環境を整えた。また、総合案内所横に母国語交流員を配置し、外国人からの生活相談等に対応した。 ○母国語交流員対応言語、配置実績 英語・タガログ語:年24日配置 中国語:年24日配置 2)行政書士による入国管理問題無料相談会の開催 ○開催日:5/21、8/20、11/19、2/18 3)にほんご交流ひろばの開催 やつしろ国際協会(事務局:国際課)の取組みとして、日本の文化や地域の祭り、生活習慣等をテーマに、外国人が日本人サポーターと交流しながら日本語を学ぶ日本語教室を開催。 ○開催日:4/23、5/21、6/11、7/23、8/20、9/24、10/29、11/12、12/17、1/21、3/17 4)くらし安心セミナーの開催 やつしろ国際協会(事務局:国際課)の取組みとして、外国人が事故や事件、災害などから身を守り、生活上のルールを再認識し、安心して暮らせるためのセミナーを開催。 ○開催日:7/29~30、2/13 5)生活ガイドブック等の配付 外国人市民の転入手続きの際、生活ガイドブックのほか、ごみ分別表、防災アプリ、各種相談窓口の案内等をセットにしたものを配付している。	1)多言語通訳システム・母国語交流員配置の継続 2)行政書士による入国管理問題無料相談会を実施 3)にほんご交流ひろばの開催 定期的に開催し、市民同士の交流の場を広げていく。外国人参加者の減少・固定化が課題であり、今後さらに広報活動やPRの手段を検討する必要がある。 4)くらし安心セミナーの開催 引き続き関係機関と連携しながら、定期的に開催する。 5)生活ガイドブック等の配付 必要に応じ内容を見直ししながら、引き続き配付を行う。	1,9
			人権啓発センターだよりを用いて外国人への理解を深めるなど、様々なメディアを用いて情報発信を行う。	人権政策課	人権啓発センターだより「かたらんね」(回覧)にヘイトスピーチ解消法について記載し、周知・啓発を行った。	ヘイトスピーチ解消法を含む、人権三法について、今後も人権啓発センターだより「かたらんね」に掲載し、周知、啓発を行っていく。	1,2,9

基本目標4 推進体制づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(1)推進体制の充実・強化	①市役所内の推進体制の強化	【51】庁内推進体制の連携・強化	八代市男女共同参画審議会と連携を図り、八代市男女共同参画行政推進委員会の主導のもと、全庁的な連携を図りながら計画を推進する。 また、審議会などにおいて女性の意見を反映し、市が企画立案する施策などの実施に当たっては、男女共同参画の視点に十分配慮する。	人権政策課	男女共同参画行政推進委員会を開催し、計画の取組状況について報告した。 また、審議会等への女性の積極的な登用促進に関する周知・啓発を実施した。 ・男女共同参画行政推進委員会 (R6.9.9開催)	男女共同参画行政推進委員会において、計画の取組状況について報告するとともに、計画の推進及び施策の実施にあたっては、男女共同参画の視点へ配慮するため、庁内推進体制の連携・強化に取り組んでいく。	1,2,7
		【52】職場におけるポジティブ・アクションの推進	女性の能力活用を図るため、女性職員の職種や職域の拡大、管理職員への登用推進、研修機会の拡大などの取組を推進するとともに、毎年度、登用状況調査を行い公表する。	人事課	・女性リーダーの育成を図るため、自治大学校や市町村職員中央研修所等の女性幹部養成プログラムへの派遣を実施した。 ・係長職昇任資格試験実施にあたり、女性職員の積極的な受験を促した。 ・国や県へ女性職員を積極的に派遣した。	・受験勸奨を行ったり、受験しやすい環境を整備したが、女性の受験率が低い。	1,2
			女性職員がリーダーシップを発揮できる機会を増やし、女性職員の学校経営参画意識を高めていくため、管理職候補者の人材育成の重要性を伝えるとともに、職員の意識啓発のための指導助言を行う。	学校教育課	女性職員がリーダーシップを発揮できる機会を増やし、学校経営参画意識を高めるため、校長・園長会議で管理職候補者の人材育成の重要性を伝えるとともに、学校訪問時の教育懇談会において、職員の学校経営参画意識を高めていくよう指導助言を行った。	今後も校務分掌における主任等への任命等を通して、女性がリーダーシップを発揮できる機会を増やし、女性職員の学校経営参画意識を高めていくよう指導助言を行っていく。	7
			毎年度、女性の登用状況調査を行い、進捗状況について確認・公表する。	人権政策課	女性の登用状況調査を行い、進捗状況について公表を行った。	女性の登用状況調査を行い、進捗状況について引き続き把握していく。	1,2,7
		【53】男女共同参画の視点に立った行政刊行物などにおける表現の配慮	全ての職員が男女共同参画社会を正しく理解し、常に男女共同参画の視点に立った表現の配慮ができるよう、意識改革を目的とした研修受講機会の充実を図る。 また、男女共同参画社会の理念や男女共同参画の意義などについて職員に周知を行う。	人権政策課 (全部署)	職員に対し庁内グループウェアにおいて、男女共同参画に関する講演会やセミナーの開催について周知した。	男女共同参画の視点に立った行政刊行物などにおける表現の配慮等のため、職員に対する研修等の受講機会の充実を図るとともに、庁内グループウェアにおいて、男女共同参画に関する講演会やセミナーの開催に関する周知、男女共同参画に関する情報提供等を行っていく。	1,2,7

基本目標4 推進体制づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(1)推進体制の充実・強化	①市役所内の推進体制の強化	【54】市の施策に対する苦情への対応	市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情に関して、男女共同参画専門委員を配置して対応する。	人権政策課	男女共同参画専門委員(弁護士2名、臨床心理士1名)を配置し、市報やホームページで、性別による差別や不平等な扱いなどの苦情・相談の受付について周知した。 ・実績なし	条例に基づき男女共同参画専門委員を配置し、市報やホームページ等で周知を行っていく。	1,2,7
	②市職員の意識改革	【55】職場におけるハラスメントの予防	ハラスメントのない職場づくりのために、職場におけるハラスメントの防止等に関する要項に基づき、職員への意識啓発を行う。	人事課	・各部署において「各種ハラスメント防止のための行動計画」と「各種ハラスメント防止取組チェックシート」を作成し、各職場でのハラスメント防止に向けた取組を実施した。 ・ハラスメント防止研修(リモート研修)を実施した。 ・防止に関する指針、要項、相談窓口の周知を実施した。	ハラスメント防止意識が職場全体に浸透するよう取組を継続し、職員のハラスメントに対する正しい理解と知識の向上に努める必要がある。	1,5
		【56】職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	男性職員の育児・介護休暇などの取得促進を図るとともに、全職員のワーク・ライフ・バランスを推進することで、「仕事と生活の調和」、「男女共同参画社会づくり」を意識した職場形成を図る。	人事課	・職員向け掲示板を活用して、育児・介護休暇等の制度を周知するとともに、育児休暇の対象となる職員およびその所属長に対してガイドブック等の資料を配布。また、上司と対象職員とで休暇取得計画シートを作成する仕組みを取り入れ、取得時期や業務調整の見通しを立てることで、育児休暇の利用を促した。 ・ワーク・ライフ・バランスを推進する取組について、人事評価に反映させた。	引き続き、男性職員の家庭生活(家事・育児等)への参画を促進するなど、男女共同参画社会づくりを意識した職場形成に取り組んでいく必要がある。	1
	③計画の適正な推進のための進行管理	【57】男女共同参画計画の進行管理	男女共同参画計画を計画的かつ効果的に推進するため、庁内の推進組織である八代市男女共同参画行政推進委員会や八代市男女共同参画審議会を開催し、実施状況を定期的に検証する。	人権政策課	・男女共同参画審議会の開催(R6.8.26開催) ・男女共同参画行政推進委員会の開催(R6.9.9開催)	八代市男女共同参画審議会及び八代市男女共同参画行政推進委員会を開催し、計画の取組状況、進捗状況等について検証するとともに、進捗状況を把握していく。	1,2,7
④国・県・他自治体との連携強化	【58】国・県・他市町村との連携及び情報交換	国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画との整合を図るとともに、国・県・他市町村と情報交換を行い、連携しながら市の男女共同参画の推進に取り組む。	人権政策課	国・県・他市町村と情報交換するなど連携して男女共同参画の推進に取り組んだ。	国、県の計画と整合性を図りながら計画を推進するとともに、国・県・他市町村と情報交換するなど連携して男女共同参画の推進に取り組んでいく。	1,2,7	

基本目標4 推進体制づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(2)市民・各種団体などとの協働による推進	①市民活動団体の育成及び支援	【59】男女共同参画推進に関する取組への活動支援	男女共同参画を推進する活動を行っている市民、団体及びその集まりである八代みらいネットの活動を支援するとともに、活動が更に充実するよう、会員の拡大を働きかける。	人権政策課	八代みらいネットの事務局として、会員学習会や「いっそDEフェスタ」の企画・運営、会員拡大の取組等、団体の活動支援を行った。	事務局として、会員学習会や「いっそDEフェスタ」の企画・運営、会員拡大の取組等、八代みらいネットの活動がさらに充実するよう、活動支援を行っていく。	1,2,7
	②男女共同参画の拠点づくり	【60】拠点施設の機能充実	男女共同参画に関する情報発信や啓発、相談などの機能を備えた活動拠点として、人権啓発センターの機能を充実させる。	人権政策課	・人権啓発センターにチラシ・ポスター等を随時設置し、情報発信や啓発を行った。また、啓発DVDの貸出や相談員の設置を継続している。 ・啓発DVD(男女共同参画関連)の貸出 ・人権相談員の配置:1名	引き続き、人権啓発センターを活用した情報発信や啓発を行っていく。また、啓発DVDの貸出や相談員の設置を継続する。	1,2,7
	③団体などとの連携	【61】団体・事業所・関係機関との連携強化	市老人クラブ連合会と連携し、シルバーヘルパー講習会への講師派遣をはじめとした各種支援を継続して実施する。	高齢者支援課	市老人クラブ連合会が主催するシルバーヘルパー講習会へ講師派遣を実施。(老人福祉制度、認知症への知識、高齢者の介護について) 【R6度シルバーヘルパー養成講座実施(1回)】 ・参加者32名 ・講師派遣数2名(高齢者支援課職員(社会福祉士1名、精神保健福祉士1名))	市老人クラブ連合会の活動は、高齢者の社会参加や生きがいづくりに寄与している。高齢化社会が進む中で、重要な役割を担う団体でもあるため、今後も継続して活動ができるように、シルバーヘルパー講習会への支援等も含め、様々な支援を実施していく。	
			各種団体の連携により、まなびフェスタやつしろを開催し、各種団体の発表の場及び世代間・地域間交流の機会を提供する。	生涯学習課	社会教育団体を中心に連携し、やつしろ市民大学公開講座やまなびフェスタやつしろなどを開催し協働の推進を図った。 まなびフェスタやつしろ 852人 公開講座参加者 87人	協働として、男女共同参画に特化した連携までには至らなかった。今後は、男女共同参画推進室からの助言や社会教育団体の意見を参考にしながら取組内容を検討していく。	1
			民生委員・児童委員協議会会長会において、委員間における情報交換や情報の共有を行い、各民生委員・児童委員協議会間や各校区内における連携を強化する。	健康福祉政策課	毎月の会長会において行政と民生委員間で情報共有を行った。 また、出前講座や説明会等を通じて各区域の民児協と連携や情報交換を行った。	令和7年度は、現在の委員が任期満了となり、多くの委員の交代が想定される。一斉改選後も会長会のほか、各種研修会等で情報交換を行い、引き続き連携強化を図っていく。	1

基本目標4 推進体制づくり

基本的施策	施策の内容	具体的施策	取組内容	関係部署	令和6年度の取組	今後の方向性や課題	チェック
(2)市民・各種団体などとの協働による推進	③団体などとの連携	【61】団体・事業所・関係機関との連携強化	事業所等と連携を図り、関連する取組について情報提供を行う。	商工政策課	国や県が取組む働き方改革等に関する支援制度等の情報を、市ホームページへの掲載や、八代圏域産業振興協議会会員向けのメールで提供を行った。	引き続き、国や県の動向を注視し、情報提供を行っていく。	1
			各種講座において、夫婦同伴での参加など女性の参加を促進し、連携強化のための情報提供などを行う。	農林水産政策課	○農業技術者養成講座 鳥獣対策、有機農業、インボイス制度、農薬の適正使用など4講座を開催したが女性の参加は1割程度であった。 農業者のマナー・ライフプラン、地域循環型農業、IPMなどの講座を開催したが、女性の参加は1割程度であった。	○農業技術者養成講座 次年度では、女性の積極的な経営参画を促すため、女性を対象とした講座を実施する。	
			八代みらいネットと連携し、イベントの開催や情報誌の発行を行う。 また、定例会において男女共同参画の情報提供を行う。	人権政策課	八代みらいネットと連携し、「いっそDEフェスタ」の開催、「情報誌Mi☆Rai」第21号の発行を行った。 また、定例会において男女共同参画に関する情報提供を行った。	引き続き、八代みらいネットと連携し、男女共同参画の取組を推進していく。	1,2,7

Ⅲ

令和6年度男女共同参画推進室の事業実績

男女共同参画推進室の活動経過

期 日	内 容	詳 細	備 考
R6.4.22	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク役員会	総会案件及びいっそ DE フェスタについて	本庁 2 階 201 会議室
R6.5.23	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク通常総会	第 1 号議案 令和 5 年度事業報告について 第 2 号議案 令和 5 年度決算及び監査報告について 第 3 号議案 令和 6 年度事業計画（案）について 第 4 号議案 令和 6 年度予算（案）について	千丁支所 2 階 大会議室
R6.6.11	アドバイザー派遣事業	デート DV 防止教育	市内高等学校
R6.6.21	アドバイザー派遣事業	デート DV 防止教育	市内中学校
R6.6.23 ～6.29	男女共同参画週間	・パネル等展示 ・ポスター掲示 ・広報やつしろ・ホームページ・公式 SNS にて周知	本庁 1 階ロビー
R6.7.3	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク役員会	みらいネット定例会及びいっそ DE フェスタ実行委員会協議事項について	本庁 3 階 相談室 4
R6.7.5	アドバイザー派遣事業	デート DV 防止教育	市内高等学校
R6.7.11	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク 7 月定例会 いっそ DE フェスタ実行委員会	・定例会 会員学習会、チーム活動について ・実行委員会 スケジュール、予算、講師及びプログラム概要について	本庁 2 階 201 会議室
R6.7.31	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク会員学習会	広報ツールの種類、メリット・デメリットについて	本庁 2 階 201 会議室
R6.7.30	情報誌 Mi☆Rai 第 21 号 第 1 回編集会議	発行日及びスケジュール、記事内容について	本庁 3 階 相談室 4
R6.8.8	いっそ DE フェスタ実行委員会	講演会講師及びプログラム内容について	本庁 2 階 201 会議室
R6.8.15	情報誌 Mi☆Rai 第 21 号 第 2 回編集会議	表紙、特集ページについて	本庁 3 階 相談室 4
R6.8.26	八代市男女共同参画審議会	第 2 次八代市男女共同参画計画の取組状況等について 第 3 次八代市男女共同参画計画について 男女共同参画推進室の事業の概要について	本庁 3 階 301 会議室
R6.9.5	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク役員会	みらいネット定例会及びいっそ DE フェスタ実行委員会協議事項について	本庁 3 階 相談室 4
R6.9.9	八代市男女共同参画行政推進委員会	「第 2 次八代市男女共同参画計画」の取組状況等について 審議会等への女性の登用状況について	本庁 3 階 庁議室
R6.9.10	情報誌 Mi☆Rai 第 21 号 第 3 回編集会議	紙面構成について	本庁 3 階 相談室 4
R6.9.12	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク 9 月定例会 いっそ DE フェスタ実行委員会	・定例会 チーム活動、会員学習会報告について ・実行委員会 プログラム、タイムスケジュールについて	本庁 2 階 201 会議室
R6.9.24	男女共同参画推進セミナー 第 1 回	みんなで備える防災ワークショップ 講師：防災士 早田 蛍さん	桜十字ホール やつしろ 3 階 大会議室 A
R6.9.26	情報誌 Mi☆Rai 第 21 号 第 4 回編集会議	紙面構成について	本庁 3 階 相談室 4
R6.9.30	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク役員会	みらいネット定例会及びいっそ DE フェスタ実行委員会協議事項について	本庁 3 階 相談室 4
R6.10.10	いっそ DE フェスタ実行委員会	ステージイベント、タイムスケジュール、抽選会の景品、チラシ・ポスター及び講演会入場券について	本庁 2 階 201 会議室
R6.10.25	男女共同参画推進セミナー 第 2 回	やつしろ魅力再発見！観光ガイドの可能性 講師：やつしろ観光ガイド協会会長 宮崎 和代さん	桜十字ホール やつしろ 3 階 大会議室 A

期 日	内 容	詳 細	備 考
R6.10.31	情報誌 Mi☆Rai 第 21 号 第 5 回編集会議	各ページの校正について	本庁 3 階 相談室 3
R6.11.5	男女共同参画推進セミナー 第 3 回	色で輝く自分発見！パーソナルカラー講座 講師：パーソナルカラー診断士 井上 泰子さん	桜十字ホール やつしろ 3 階 大会議室 A
R6.11.6	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク役員会	みらいネット及びいっそ DE フェスタ協議事項について	本庁 3 階 相談室 3
R6.11.14	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク 11 月定例会 いっそ DE フェスタ実行委員会	・定例会 チーム活動、啓発グッズについて ・実行委員会 チラシ・ポスター、ワークショップ等経費、スタンプラ リー実施方法及び当日の役割分担について	本庁 2 階 207 会議室
R6.11.14	アドバイザー派遣事業	デート DV 防止教育	市内高等学校
R6.12.12	いっそ DE フェスタ実行委員会	タイムスケジュール、入場券引き換えの流れ、ステージイ ベントの流れ及び当日の人員配置について	本庁 2 階 201 会議室
R6.12.14	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク会員学習会	「女性議員が増えると何がいいの？ 今、私たちにできるアクションとは」 講師：長野 智子さん	くまもと県民 交流館パレア 10 階 パレアホール
R7.1.9	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク 1 月定例会 いっそ DE フェスタ実行委員会	・定例会 チーム活動、会員学習会報告について ・実行委員会 係別タイムスケジュール、役割分担、実行委員・応援ス タッフ、その他最終確認について	本庁 2 階 201 会議室
R7.1.14	アドバイザー派遣事業	デート DV 防止教育	市内高等学校
R7.2.1	情報誌 Mi☆Rai 第 21 号発行	6,000 部 地区回覧、市のホームページへの掲載、関係機 関へ設置	
R7.2.9	いっそ DE フェスタ 2025	・展示・ワークショップ ・講演会「人生の“ハードル”の楽しみ方 ～ママ アスリート・寺田明日香の挑戦～」 講師 寺田 明日香さん	桜十字ホール やつしろ (オンライン配信あり)
R7.2.27	アドバイザー派遣事業	デート DV 防止教育	市内中学校
R7.3.13	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク 3 月定例会 いっそ DE フェスタ実行委員会	・定例会 会員学習会、チーム活動について ・実行委員会 いっそ DE フェスタ 2025 実施報告について	本庁 2 階 201 会議室
R7.3.19	アドバイザー派遣事業	男女共同参画社会について	市内事業所

期 日	内 容	詳 細	備 考
随時	八代市男女共同参画専門委員に よる苦情等の処理	弁護士 2 名・臨床心理士 1 名 委嘱	相談件数 0 件
随時	広報やつしろ、市ホームページに 記事掲載	イベント周知等	
随時	エフエムやつしろ「やつしろイン フォメーション」出演	男女共同参画週間、男女共同参画推進セミナー及びいっそ DE フェスタ周知等	
随時	八代市女性人材リスト登録受付	市の審議会・委員会等方針決定の場への女性参画促進のため リストを作成し、登録募集	登録 41 名 R7.3.31 現在

男女共同参画に関する推進事業

事業名	男女共同参画推進セミナー		
計画位置づけ	基本目標1 あらゆる分野へ女性の参画が広がる社会づくり 1 あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画 4 地域社会における男女共同参画の推進		
目的	女性のエンパワーメントを支援するためのセミナーを開催し、あらゆる分野での女性の活躍を推進する。女性の審議会等への登用促進。		
実施日時	令和6年9月24日(火)、10月25日(金)、11月5日(火) 19:00~20:30		
実施方法	講演会(会場開催)		
参加人数	延べ158人	募集対象	市内在住又は市内に通勤・通学する 18歳以上
タイトル	男女共同参画推進セミナー みんなが主役の男女共同参画 楽しく学び、八代を盛り上げよう		
実施日	テーマ	内容	講師
9月24日(火)	みんなで備える 防災ワークショップ	防災スキルを楽しく学び、災害に備える方法を習得する。 災害を自分のこととしてとらえ、家族や地域を守るための具体的な対策を学ぶ。	防災士 早田 蛍さん
10月25日(金)	やつしろ魅力再発見! 観光ガイドの可能性	地域の魅力を再発見し、楽しく発信する方法を学ぶ。 観光ガイドとしてのスキルを磨き、八代の魅力を広める。	やつしろ観光ガイド協会会長 宮崎 和代さん
11月5日(火)	色で輝く自分発見! パーソナルカラー講座	パーソナルカラーで自分に似合う色を見つけ、自信を持つ。 色彩の力を活用して、自分らしいスタイルを楽しむ方法を学ぶ。	パーソナルカラー診断士 井上 泰子さん
アンケート満足度	良かった92.9%、普通5.3%、どちらとも言えない1.8%(3回平均)		

男女共同参画に関する啓発事業

事業名	アドバイザー派遣事業
計画位置づけ	基本目標1 あらゆる分野へ女性の参画が広がる社会づくり 基本目標2 安全で安心して暮らせる社会づくり 1 女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶
目的	(1) 男女共同参画意識の高揚 ・地域、職場、学校などの団体等が主催する講座、研修会などに講師を派遣し、啓発活動を支援する。 (2) デートDV防止教育 ・若年層、特に中高生のデートDVを防止するため、学校における教育・啓発活動を強化する。
実施日	(1) 男女共同参画社会について 3月19日 (2) デートDV防止教育 6月11日、6月21日、7月5日、11月14日、1月14日、2月27日
参加人数	(1) 男女共同参画社会について 合計10人(1事業者) (2) デートDV防止教育 合計838人(6校)
アンケート理解度	(1) 男女共同参画社会について よく理解できた42.9%、少しは理解できた42.9%、 あまり理解できなかった14.3% (2) デートDV防止教育(平均) よく理解できた77.2%、少しは理解できた21.9% あまり理解できなかった0.9%

事業名	男女共同参画推進情報誌「Mi☆Rai第21号」発行
計画位置づけ	基本目標3 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり 1 意識改革のための広報・啓発の推進
目的	・男女共同参画情報誌を発行、世帯回覧にて情報提供し、市民へ男女共同参画に関する啓発を行う。
発行内容	・広報やつしろ令和7年2月1日号配布と同時期に、世帯回覧等。 ・A4版 4ページ フルカラー印刷

事業名	いっそDEフェスタ 2025 開催		
計画位置づけ	基本目標3 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり 1 意識改革のための広報・啓発の推進 ① 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進		
目的	・市民を対象にしたイベント、講演会、講座等を開催し、男女共同参画に関する啓発を図る。		
実施日時	令和7年2月9日(日) 10:00～15:15		
実施方法	講演会(会場開催及びオンラインライブ配信)		
参加人数	550人 ・会場:211人 ・オンライン:13人 ・ワークショップ:326人	実施方法	いっそDEフェスタ実行委員会に委託し、市民との協働により開催
<p>《イベント概要》</p> <p>○ワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災教室 ・旅するしずくちゃん ～サイコロを転がして水の形を変えていこう～ ・新聞紙を使ってバッグづくり体験 ・親子であそぼ!紙コップまとあて&わなげ ・セミナー「自分らしく生きる」 <p>○展示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体・活動紹介、その他展示 <p>○講演会</p> <p>「人生の“ハードル”の楽しみ方 ～ママ アスリート・寺田明日香の挑戦～」 講師：寺田 明日香さん(東京五輪陸上女子100mハードル日本代表)</p>			
アンケート満足度	非常に良かった47%、良かった35%、普通5%、あまり良くなかった0%、無回答13%		

IV

データでみる八代市の男女共同参画の状況

八代市における審議会等委員への女性の登用状況調査

(令和6年3月31日現在)

1. 審議会等への女性の登用状況

(1) 地方自治法第180条の5に基づく委員会(委員会数6)

委員会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
教育委員会	5	2	40.0%
選挙管理委員会	4	0	0.0%
公平委員会	3	1	33.3%
監査委員	3	0	0.0%
農業委員会	47	6	12.8%
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0%
小計①	65	9	13.8%

(2) 地方自治法第202条の3に基づく審議会(審議会数38)

	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
小計②	544	192	35.3%

	委員総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)
合計(①+②)	609	201	33.0%

(3) その他要項等に基づく委員会、協議会、懇話会等(委員会等数18)

委員会、協議会、懇話会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
小計③	242	109	45.0%

※(1)(2)(3)の合計(審議会等数62)

合計	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
計(①+②+③)	851	310	36.4%

2. 女性議員

(令和7年4月1日現在)

区分	現員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
八代市議会	27	0	0.0%

3. 女性職員の役職登用状況(※各種委員会を含み、現業職員を除く)

(令和7年4月1日現在)

	職員総数	課長級以上	補佐級	係長級	役付計
職員総数(女性+男性)	1,139	125	216	126	467
女性の数	465	18	65	42	125
女性の割合(%)	40.8%	14.4%	30.1%	33.3%	26.8%

4. 市政協力員

(令和7年4月1日現在)

	総数(人)	うち女性(人)	女性の割合(%)
市政協力員	330	6	1.8%

5. 防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

(令和6年4月1日現在)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
防災・危機管理部局職員	11	2	18.2%
うち管理職	2	0	0.0%

6. 自主防災組織の会長に占める女性の割合

(令和6年4月1日現在)

	自主防災会長数(組織数)	うち女性会長の数(人)	女性の割合(%)
自主防災組織	221	5	2.3%

○八代市における審議会等委員への女性の登用状況

	地方自治法第180条の5に基づく委員会 ①			地方自治法第202条の3別表7による審議会 ② ※広域を含まない			合計 ①+②			その他要項等による委員会、審議会、協議会等 ③			合計 ①+②+③		
	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)
R3.3.31	35	5	14.3%	487	153	31.4%	522	158	30.3%	337	112	33.2%	859	270	31.4%
R4.3.31	36	7	19.4%	521	157	30.1%	557	164	29.4%	333	100	30.0%	890	264	29.7%
R5.3.31	35	6	17.1%	546	157	28.8%	581	163	28.1%	361	114	31.6%	942	277	29.4%
R6.3.31	66	7	10.6%	500	155	31.0%	566	162	28.6%	331	125	37.8%	897	287	32.0%
R7.3.31	65	9	13.8%	544	192	35.3%	609	201	33.0%	242	109	45.0%	851	310	36.4%

○八代市の女性職員の役職登用状況

	全体			課長級以上			補佐級			係長級			役付総数		
	職員総数	女性の数	女性の割合(%)	職員総数	女性の数	女性の割合(%)	職員総数	女性の数	女性の割合(%)	職員総数	女性の数	女性の割合(%)	職員総数	女性の数	女性の割合(%)
R3.4.1	1,088	440	40.4%	122	12	9.8%	224	47	21.0%	102	38	37.3%	448	97	21.7%
R4.4.1	1,114	466	41.8%	127	17	13.4%	225	59	26.2%	90	24	26.7%	442	100	22.6%
R5.4.1	1,169	481	41.1%	120	15	12.5%	217	65	30.0%	109	35	32.1%	446	115	25.8%
R6.4.1	1,172	481	41.0%	121	14	11.6%	232	69	29.7%	116	37	31.9%	469	120	25.6%
R7.4.1	1,139	465	40.8%	125	18	14.4%	216	65	30.1%	126	42	33.3%	467	125	26.8%

○八代市の新規採用職員の採用状況

	総数	女性の数	女性の割合	職種ごとの女性の数 ()は男性の数											
				事務職	技術職	保育士	幼稚園教諭	保健師	看護師	臨床検査技師	精神保健福祉士	歯科衛生士	管理栄養士	社会福祉士	学芸員
R2 年度	29	13	44.8%	6(8)	1(7)	4(0)		2(0)			0(1)				
R3 年度	37	13	35.1%	6(16)	0(7)	4(1)		1(0)						1(0)	1(0)
R4 年度	51	18	35.3%	13(21)	0(11)	3(0)					1(1)				1(0)
R5 年度	50	25	50.0%	17(20)	1(5)		3(0)	4(0)							
R6 年度	34	17	50.0%	13(13)	1(3)	2(0)								0(1)	1(0)

V

資 料

八代市男女共同参画推進条例

平成 17 年 8 月 1 日
条例第 8 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 男女共同参画の推進に関する施策（第 10 条—第 13 条）
- 第 3 章 八代市男女共同参画審議会（第 14 条・第 15 条）
- 附則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を謳っている。にもかかわらず、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

八代市は、伝統的な保守性と進取の精神が対峙し、又は包容しながら誇るべき歴史と文化を培ってきた。

しかしながら一部ではあるが、閉鎖的、排他的な気風と慣習が残り、男性を中心とする意識や、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が今なお存在している。また、市民生活のさまざまな場面において、女性は控えめであることが求められ、女性自身もまたこれを容認する傾向が残っている。

このような状況を踏まえ、すべての「ひと」男女が、社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれず、自分らしく個性と能力を十分に発揮し、喜びも責任も分かち合い、幸せな生活が送れるまちの実現をめざして、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、実現すべき姿の達成に向けて、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (3) ジェンダー 男女の役割を固定的に捉える社会的、文化的に培われ形成されてきた性別をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応によって不利益を与える行為をいう。
- (5) 積極的格差是正措置 第 1 号に規定する機会についての男女間の格差を是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が共に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動を円滑に行うことができるよう配慮されること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画の推進に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿
 - ア 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、それをみんなが認め合う充実した家庭生活が営まれること。
 - イ 「男らしさ」「女らしさ」という観念にとらわれず、「その人らしさ」を尊重しあう家庭になること。
- (2) 職場において実現すべき姿
 - ア 育児休業や介護休業を男女とも取得できる環境が整い、仕事と家庭がゆとりをもって両立できるようになること。
 - イ 採用、配置、賃金、昇進等の男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮され、ジェンダーにとらわれない生き生きとした職場になること。
 - ウ セクシュアル・ハラスメントのない、快適で安心して仕事ができる職場環境がつくられること。
- (3) 学校において実現すべき姿
 - ア 教育のあらゆる分野で、「男の子だから」「女の子だから」ではなく、個性を尊重し能力を発揮できる教育が進むこと。
 - イ 男女共同参画の推進について指導者の研修の機会が増進されること。
- (4) 地域において実現すべき姿
 - ア 古い慣習やしきたりにとらわれず、人権が尊重され、差別のない心豊かな地域がつくられること。
 - イ 男女が対等に地域活動に参画することにより、住みよい地域づくりに貢献できること。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下「施策」という。)を総合的に策定し、計画的にこれを実施しなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、男女共同参画に関する教育の推進、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、国、県、他の地方公共団体その他関係団体(事業者を含む。)との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる場において、自ら進んで男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組むとともに、率先して男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 公衆に表示する情報を発信しようとするものは、性別による役割分担の固定化又は女性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する施策

(行動計画)

第10条 市長は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を聴くとともに、八代市男女共同参画審議会に意見を求めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(男女共同参画週間)

第11条 市は、市民の間に広く男女共同参画について関心と理解を深め、男女共同参画の推進に関する活動への積極的な参加を促すため、八代市男女共同参画週間(以下「男女共同参画週間」という。)を設ける。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組みを積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情等の処理)

第12条 市民又は市内に在勤する者若しくは在学する者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害されたことについて苦情又は相談(以下「苦情等」という。)があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情等の申出について、関係機関との連携を図る等適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

3 市長は、前項に規定する事務を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するほか、必要な体制の整備を行うものとする。

4 前項の機関は、第1項の規定により施策についての苦情等の申出を受けたときは、調査のため必要に応じて市長に対し説明及び関係資料の提出等を求め、必要があると認めるときは、勧告等を行うことができる。

5 第3項の機関は、第1項の規定により人権を侵害されたことについての苦情等の申出を受けたときは、調査のため必要に応じて関係者に対し、その協力を得た上で資料

の提供及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うとともに、市長に対して勧告するよう求めることができる。

(年次報告)

第 13 条 市長は、毎年度男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第 3 章 八代市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 14 条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、八代市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が適当と認める者

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八代市男女共同参画推進条例(平成 13 年八代市条例第 31 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

八代市男女共同参画推進条例施行規則

平成 17 年 8 月 1 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八代市男女共同参画推進条例(平成 17 年八代市条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の処理)

第 2 条 条例第 12 条第 3 項に規定する機関として男女共同参画専門委員(以下「専門委員」という。)を置く。

2 専門委員は 3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

4 専門委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 専門委員は、再任されることができる。

6 市長は、専門委員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は専門委員に職務上の義務違反その他専門委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(職務等)

第 3 条 専門委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 条例第 12 条第 4 項又は第 5 項の規定により、苦情等の申出について調査し、助言、是正の要望、勧告等を行うこと。

(2) 前号に規定する職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。

2 専門委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

3 専門委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行う。

(1) 職務の執行の方針に関する事項

(2) 職務の執行の計画に関する事項

(3) その他専門委員が合議により処理することが適当であると認められる事項

4 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(苦情等の申出)

第 4 条 条例第 12 条第 1 項の規定による申出は、書面(様式第 1 号)により行うものとする。ただし、専門委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、専門委員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(調査しない申出)

第 5 条 専門委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

(1) 判決、裁判等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 13 条の紛争の解決の援助の対象となる事項
 - (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
 - (5) 条例又はこの規則に基づく専門委員の行為に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、専門委員が調査することが適当でないと認める事項
- 2 専門委員は、条例第 12 条第 1 項の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された旨の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から 1 年を経過した日以降にされたときは、当該申出について調査しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
 - 3 専門委員は、前 2 項の場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面(様式第 2 号)により通知するものとする。
(調査開始の通知等)
- 第 6 条 専門委員は、条例第 12 条第 1 項の規定による申出について調査を開始するときは、市長又は関係者に対し、その旨を書面(様式第 3 号)により通知するものとする。ただし、人権侵害の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。
- 2 専門委員は、条例第 12 条第 4 項又は第 5 項の規定により、市長又は関係者に対し説明及び関係資料の提出等を求めるときは、書面(様式第 4 号及び第 5 号)により依頼するものとする。
(調査結果等の通知等)
- 第 7 条 専門委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し書面(様式第 6 号)により通知するものとする。この場合において条例第 12 条第 4 項の勧告等又は同条第 5 項の助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。
- 2 専門委員は、申出について調査が終了した場合において、条例第 12 条第 4 項の勧告等又は同条第 5 項の助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第 1 項の規定により調査開始の通知をした市長又は関係者に対し、書面(様式第 7 号)により通知するものとする。
(勧告、意見表明及び助言)
- 第 8 条 専門委員は、条例第 12 条第 4 項の申出について調査した結果、必要があると認めるときは、市長に対し、同項の勧告のほか、意見表明又は助言をするものとする。
- 2 条例第 12 条第 4 項の勧告又は前項の意見表明若しくは助言は、書面(様式第 8 号)により行うものとする。
(助言、是正の要望等)
- 第 9 条 専門委員は、条例第 12 条第 5 項の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した文書の交付を求められたときは、書面(様式第 9 号)により交付するものとする。
- 2 条例第 12 条第 5 項の是正の要望等は、書面(様式第 10 号)により行うものとする。
 - 3 専門委員は、市長に対して条例第 12 条第 5 項の勧告を求めるときは、書面(様式第 11 号)により行うものとする。
 - 4 市長は、前項により勧告を求められた場合において、必要があると認めるときは、書面(様式第 12 号)により勧告するものとする。
(是正その他の措置の報告)
- 第 10 条 専門委員は、条例第 12 条第 4 項の勧告又は第 8 条第 1 項の意見表明を行ったときは、市長に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて報告(様式第 13 号)を求めるものとする。

(処理状況報告書)

第 11 条 専門委員は、毎年度 1 回、申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、これを公表するものとする。

(審議会)

第 12 条 条例第 14 条に規定する八代市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 行動計画の策定に関する事項

(2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の評価に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

2 審議会は、前項に定める事項について市長に意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第 13 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 14 条 会議は会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(窓口)

第 15 条 条例第 12 条第 1 項に規定する苦情等の申出の受付及び審議会の庶務については、市民環境部人権政策課において処理する。

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八代市男女共同参画推進条例施行規則(平成 14 年八代市規則第 2 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 25 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日規則第 6 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 10 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式(省略)

八代市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和6年8月1日～令和8年7月31日（2年間）

	氏 名	
副会長	おおた いちろう 太田 一 郎	
委員	おきた りょうぞう 沖田 良 三	
委員	なかつ じゅんこ 中津 淳 子	
委員	はしぐち ゆきこ 橋 口 由紀子	
委員	はっとり りえ 服 部 利恵	
会長	ふじい みほ 藤井 美保	学識経験者
委員	まつだ ともこ 松田 知子	
委員	みくりの けいきち 三栗野 啓 吉	
委員	みやた ひろゆき 宮田 裕 之	
委員	もうり かずこ 毛利 和子	
委員	もりした きみこ 森 下 貴美子	
委員	やまぐち こうじ 山 口 孝二	

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

令和7年4月1日現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
1	広がる未来 私が選ぶ	チャレンジする女性たちの現在を描く	30	男女共同参画	ドキュメンタリー	一般	2005年 《VHS》
2	八代市女性模擬議会	女性模擬議会の記録	120	記録として (男女共同参画)	記録	一般	《VHS》
3	山田家の食卓	---	45	男女共同参画	--	--	《VHS》
4	ドメスティック・バイオレンス 家庭内における女性と子どもへの影響	児童虐待がここ10年10倍以上に増え続けている。今、子ども達に何が起きているのか。その原因はドメスティックにあるとされている。ドメスティック・バイオレンスの女性と子どもへの影響について、福祉に携る現場の方々のお話を交えて考える。	25	DV	学習	一般	1988年 《VHS》
5	ドメスティック・バイオレンス どうして私を殴るのですか ～妻や恋人への暴力は犯罪です～	夫や恋人からの暴力・・・ドメスティック・バイオレンスについての解説や女性へのアドバイス	25	DV	学習	一般	《VHS》
6	根絶！夫からの暴力'04 (改訂版)	平成13年4月配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定された。夫からの暴力に悩む女性を主人公にしたドラマを通して、それがどのような法律であるか、実際暴力を受けている人を保護するためにどのような政策がなされているかを紹介する。「配偶者暴力防止法」が改正されたことを受けて一部改定したものである。	27	DV	ドラマ	一般	2004年 《VHS》
7	21世紀はみんなが主役 男女共同参画社会基本法のあらし	①男女共同参画社会とは何か ②男女共同参画社会の実現の必要性 ③男女共同参画社会基本法成立に至るまでの経緯 ④男女共同参画社会基本法の5つの基本理念 ⑤国の取組み	23	男女共同参画	ドラマ	一般	2002年 《VHS》
8	ロボットハートのぎもん	男の子、女の子って何ですか？—人間の心がわからないロボット「ハートン」の疑問をアカリとユウキは解決できるか？	17	男女共同参画	アニメ	小学生 高学年	2004年 《VHS》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

令和7年4月1日現在

番号	タイトル	内容	時間(分)	テーマ	分類	対象	備考
9	ならんで一緒に歩きたい 男女共同参画社会づくりに 向けて	日本女性がいま、どのような問題を抱えているのか、また、日本が女性問題の解決に向け、世界にどれだけ貢献できるのかななどをまとめた作品。	16	男女共同参画	学習	一般	1996年 《VHS》
10	元気に再チャレンジ！～キラ キラしている女性 たち～	再就職を目指す主婦が、不採用の連続という厳しい現実と直面しながらも、地域の女性センターなどで開催される「再就職支援セミナー」に参加することで勇気づけられ、再び求職活動に積極的に取り組む。果たして努力は実るのか？実際に再チャレンジを果たした女性たちが登場し、実体験を語りながら力強いエールを送る。	25	男女共同参画	ドラマ	一般	2006年 《VHS》
11	体験！発信！チャレンジ・ ストーリー ～まちづくりにかける元気な 女性たち～ダイジェスト版	まちづくりにかける元気な女性たちの事例3件を紹介。・滋賀県栗東市：NPO法人「びいめ～る企画室」コミュニティ・ショップの夢にチャレンジ！・熊本県宇城市：「風の会」歴史ある町並みを蘇らせる女性たち！・京都府舞鶴市：NPO法人「舞鶴市女性センターネットワークの会」“人”と“気持ち”をつなげたい！	39	男女共同参画	ドキュメント	一般	2006年 《VHS》
12	ワーク・ライフ・バランス ～働きがいのある職場と 生き生きした暮らし～	ワーク・ライフ・バランスとは、多様化する生活スタイルや働き方に対する新たな取り組みのこと。仕事と生活の調和を図るために、ワーク・ライフ・バランスを推進する組織や個人の取り組みを紹介する。	27	男女共同参画	学習	一般	2007年 《VHS》
13	夢へのパスポート ～まちづくりにかける元気な 女性たち～	まちづくりや地域おこしに取り組む、元気な女性たちのドキュメンタリー・ビデオ。内閣府が男女共同参画のロールモデルとして発信する第2弾。本作では、新潟県上越市、岐阜県郡上市、東京都大田区の女性たちの奮闘ぶりを描く。	87	男女共同参画	ドキュメント	一般	2007年 《DVD》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

令和7年4月1日現在

番号	タイトル	内容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
14	明日への道しるべ ～まちづくりにかける元気な女性たち～	まちづくりや地域おこしに取り組む、元気な女性たちのドキュメンタリー・ビデオ、第3弾。本作では、青森県八戸市(はちのへ女性まちづくり塾生の会)「再発見！私たちのオリジナル観光マップ」、福島県安達郡大王村(森の民話茶屋)「伝えたい！民話で語る村の心」の女性たちの活動を追いかける。	60	男女共同参画	ドキュメント	一般	2008年 《DVD》
15	配偶者からの暴力の根絶をめざして～配偶者暴力防止法のしくみ～	配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者からの暴力は、あなたの身近なところでおきています。このDVDでは、配偶者からの暴力の根絶をめざして、「配偶者暴力防止法」のしくみ等についてわかりやすく紹介しています。	35	DV	学習	一般	2008年 《DVD》
16	デートDV ～相手を尊重する関係をつくる～	DV(ドメスティック・バイオレンス)は親密な関係の相手に対してふるうからだと心への暴力です。これは大人だけの問題ではありません。若者の間でも広くおきています。デート相手にするので「デートDV」と呼びます。若者たちが、DVをする人にもされる人にもならないために学ぶ教育が、今必要とされています。 若者たちが「デートDV」とは何か、なぜおきるのか理解し、それが自分の問題だと気づくことや学ぶことが必要です。学校などで若者たちが、相手を尊重する関係をつくる大切さを、具体的にわかりやすく学べるように制作されています。	30	デートDV	学習	生徒 一般	2006年 《DVD》字幕入り
17	人と人とのよりよい関係をつくるために ー交際相手とすてきな関係をつくっていくためにはー	若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材「人と人とのよりよい関係をつくるために」を使った授業の例を指導者向けにわかりやすく解説した教材です。若年層にそのまま視聴できる部分も含めた構成になっています。	42	デートDV	学習	生徒 一般	2010年 《DVD》一部字幕入り

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

令和7年4月1日現在

番号	タイトル	内容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
18	わかったつもりでいませんか？ セクハラ対策の新常識 ① 「セクハラになる時、 ならない時」	どのような時にセクハラになり、どのような時にはならないのか。また相手によってセクハラになったりならなかったりする理屈を、アニメを用いて分かりやすく解説。 他に人権侵害型とジェンダー型のグレーな事例を詳しく解説。 ・セクハラになる時とならない時の違いは何か ・ジェンダー型セクハラ など	24	セクハラ問題 職場の人権	学習	一般	《DVD》 アスパクリエイト企画
19	わかったつもりでいませんか？ セクハラ対策の新常識 ② 「あなたならどうする？」	ディスカッション用の事例ドラマと、考えるヒントとしての設問・解説によって構成。微妙なセクハラの当事者となったとき、どのような対応をすればよいかを考える教材。 ・上司から個人的な好意を寄せられた部下 ・部長によるセクハラ行為を部下から相談された課長	25	セクハラ問題 職場の人権	学習	一般 (管理職向け)	《DVD》 アスパクリエイト企画
20	ムーブフェスタ 2009 ミュージカル 扉の向こうに	本DVDは、北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”で毎年開催されている「ムーブフェスタ」において、「男女共同参画—心をつなぐ、夢をつなぐ、未来へつなぐ」をテーマに、オープニングイベントとして製作されましたオリジナルミュージカル『扉(ドア)の向こうに』が収録されています。仕事、家庭、介護、結婚、夫婦などの視点から共同参画を実感できる内容です。	100	男女共同参画	ミュージカル	一般	2010年 《DVD》
21	私らしくマイノリティを生きる ～女性差別撤廃条約のいま～	本作品は、複合的な差別を乗り越えようとしている当事者の声を紹介します。当事者の声は、私たちに見ようとしなければ見えにくいマイノリティの立場に置かれた人びとへの差別に気づかせ、あわせて女性差別のない社会に向けて立ち上がる必要性を学ぶことができる作品です。	20	男女共同参画	学習	一般	2013年 《DVD》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

令和7年4月1日現在

番号	タイトル	内容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
22	いろんな性別 ～LGBTに聞いてみよう！ ～	本作品は、LGBT(性的少数者)について、アニメーションの動物たちが性別について説明しながら、実写部分では小学5年生15人がLGBTの大人6人にいろいろな質問をする内容で、作られています。 ※先生向け用も収録されています。	児 童 用 34 先 生 用 30	性的マイノリ テ ィ LGBT	学 習	児 童 教 諭	2011年 《DVD》
23	高校生向け人権講座 セクシャルマイノリティ入門 「もしも友だちがLGBTだったら？」 「LGBTインタビュー」	本作品は、ドラマ仕立てとなっており、高校生の主人公がLGBTであることを、周囲に打ち明けるまでの葛藤が描かれています。また、ドラマ終了後に当事者メッセージも収録してあります。	20	性的マイノリ テ ィ LGBT	ド ラ マ ・ イ ン タ ビ ュ ー	生 徒 一 般	2010年 《DVD》
24	あなたがあなたらしく生きるために ～性的マイノリティと人権～	本作品は、性的マイノリティについて正しい理解を持ち、さらに、誰もが自分らしく毎日を過ごすため、立場の異なる一人ひとりが何をすべきか、また社会全体がどんな取り組みをすべきなのかを分かりやすく解説してあります。	30	性的マイノリ テ ィ LGBT	学 習 ド ラ マ	一 般	2014年 《DVD》
25	安心できる避難所づくり ～男女共同参画の視点を 避難所運営に～	災害は、いつ、どこで起きてもおかしくありません。その時のために、どのような避難所づくりが大切なのか、男女共同参画の視点から解説してあります。	26	男 女 共 同 参 画	学 習	一 般	2013年 《DVD》
26	ワーク・ライフ・バランスを知っていますか？ ～働くオトコたちの声～	ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と「生活」を調和させるライフスタイルのことをいいます。本作品では、ワーク・ライフ・バランス社会の実現を目指す企業や、仕事と家庭の理想的なバランスを実践する人々の姿をドキュメンタリータッチで紹介してあります。	26	男 女 共 同 参 画	ド キ ュ メ ン タ リ ー	一 般	2008年 《DVD》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

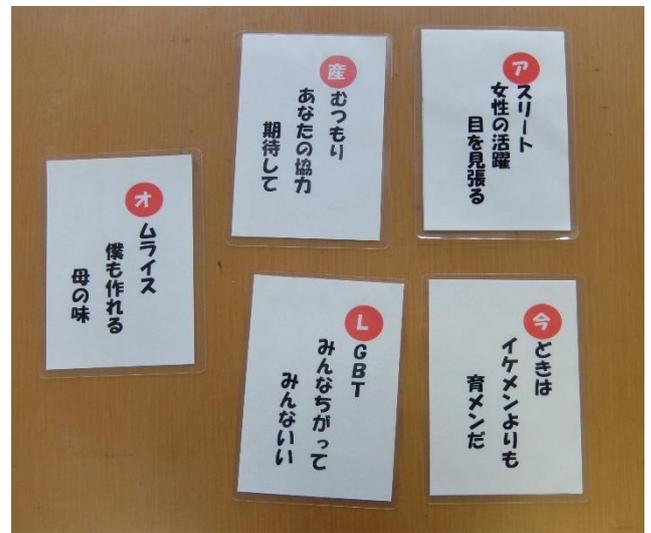
令和7年4月1日現在

番号	タイトル	内容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
27	小学生向け男女共同参画 学習 DVD ロボットハートンのぎもん	このDVDでは、学校の普通の生活の中で、男女共同参画の視点をもたなければ、見過ごされてしまうような事例をとり挙げています。「男の子だから、女の子だから」ということでの慣例や思いこみが様々な場面にあるんだということを子ども達が理解し、日頃からそのような視点を持って生活できるように構成されています。(聴覚障がい者用字幕入り)	17	男女共同参画	アニメ	児童	2004年 《DVD》
28	LGBTを知ろう	LGBTの人たちを取り巻く現状を理解し、職場や教育現場でどのように具体的に取り組んでいけばよいのかを、イラストやデータ、事例などを豊富に盛り込んでわかりやすく解説しています。	20	性的マイノリ ティ LGBT	学習	一般	2016年 《DVD》
29	わたしらしく あなたらしく 多様な性を生きる	このビデオでは、悩みながらも自分らしく生きようとする性的マイノリティの人たちの姿を通して、多様な性が共に生きる社会はどうあるべきかを考えていきます。	38	LGBT	ドキュ メント	一般	2018年 《DVD》

八代市男女共同参画社会づくりネットワーク(八代みらいネット)

<p>プロフィール</p>	<p>八代みらいネット(八代市男女共同参画社会づくりネットワーク)は、男女がともにいきいきと暮らす社会づくりをめざして、地域で活動する個人や団体が集まり、平成18年に発足した団体です。</p> <p>男女共同参画についての学習会や啓発グッズの開発などの自主活動のほか、八代市主催事業(いっそDEフェスタなど)への参画等、積極的な活動を展開しています。</p> <p>モットーは「一人の百歩よりも百人の一步」。ともに歩む仲間をいつでも募集中です。グループでも個人でも大歓迎。みなさまの参加をお待ちしています。</p>
<p>主な活動内容</p>	<p>出前講座、会員学習会、会員レクリエーション、啓発グッズの作成、市主催事業の受託(いっそDEフェスタ)、通常総会(年1回)、定例会(2か月に1回)など</p>
<p>会員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 個人会員 満18歳以上の者であって、八代市内に居住又は通勤・通学する者 ◇ 団体会員 八代市内に主な活動拠点を有する団体

啓発グッズ【ジェンダーかるた】



八代市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、自然豊かな山、川、海、そして実り多き平野に恵まれたふるさとで、性別にかかわらず自分らしくいきいきと暮らせる、だれもが住みたい、住み続けたいまち“やつしろ”を希望と誇りを持って、次世代につないでいきます。

そのために、男女がともに認め合い、支え合う元気都市“やつしろ”を実現します。

- 一 わたしたちは、家庭・地域・学校・職場における男女共同参画に関する教育、学習を進めて、男女共同参画意識の高いまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女の人権を尊重し、性別による差別的扱いや暴力をなくすとともに、健康でいきいきと安心して暮らせるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女がともに個性と能力を発揮でき、自分らしく多様な生き方が選択できるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女が対等なパートナーとして、あらゆる分野へ参画し、喜びも責任も分かち合うことができるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女共同参画社会の実現に向けて、市民・地域・事業所・行政が一体となって協働するまちをめざします。

ここに、八代市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

平成21年6月19日

八代市



八代市男女共同参画
シンボルマーク

発行者:八代市
所属:人権政策課
発行年度:令和7年度